

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 追加提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- 災害医療体制の整備について(資料②)
- 阿南安芸自動車道・海部道路のルート提言について(資料③)

中張危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、お手元にお配りしております「防災対策特別委員会説明資料(その3)」に基づき御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成23年度一般会計補正予算についてでございます。

資料の1ページをお開きください。危機管理部の補正予算額は、総括表の左から3列目補正額欄に記載のとおり、2,110万円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は14億6,635万9,000円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして2ページをお開きください。危機管理部の補正の主な項目につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課についてでございます。防災総務費の摘要欄①の防災対策指導費の増額などによりまして、危機管理政策課全体で90万円の増額補正を計上いたしております。

続きまして、南海地震防災課でございます。防災総務費の摘要欄①防災対策指導費におきまして、近畿府県合同防災訓練や緊急地震速報受信機器設置事業などにおきまして減額となりましたが、社会福祉総務費の摘要欄①災害救助法施行費における増額によりまして、南海地震防災課全体で269万円の増額補正を計上いたしております。

続きまして、消防保安課でございます。防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費における、消防防災ヘリコプターの修繕に要する経費の増額など、消防保安課全体で、

1,751万円の増額補正を計上いたしております。

13ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。市町村が行う津波避難路や一時避難場所等の整備を支援する津波から命を守る緊急総合対策事業など、県が行う緊急地震・津波対策事業におき

まして、事業の年度内執行が見込めなくなったことにより、御先議いただきました地域避難場所等標高調査事業や津波避難ビル表示板設置モデル事業等と合わせ、合計 9,524 万 9,000 円の繰り越しをお願いするものでございます。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

小森保健福祉部長

続きまして、保健福祉部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。保健福祉部関係でございますが、総括表の2段目にございますように、9億 3,097 万 4,000 円の減額補正をお願いしております。補正後の予算総額は、10 億 392 万 2,000 円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。課別主要事項でございます。地域福祉課の摘要欄①、災害救助法施行費 562 万 5,000 円は、今年度の台風 12 号災害の、市町村が支出する災害弔慰金に対して、補助を行うものであります。

こども未来課の摘要欄①のア保育所整備事業費補助金及び、イの乳児院施設整備事業費補助金は、それぞれの工事費の確定により減額を行うものであります。

医療政策課の摘要欄①のア医療施設耐震化整備事業費は、医療施設耐震化・臨時特例基金を活用した医療機関の改築等の、今年度の事業の進捗状況等により、8億 9,106 万 8,000 円の減額を行うものであります。

14 ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。こども未来課の児童福祉施設整備事業費につきましては、一部の民間保育所の耐震化工事の完了予定が、次年度になる見込みであることから、2,950 万円の繰越をお願いするものであります。

また、医療政策課の医療衛生費につきましては、医療施設・耐震化整備事業で、工事完了予定が次年度になるものがあることから、3億 4,171 万 9,000 円の繰り越しをお願いするものであります。

提出案件の説明は以上であります。

この際、1点災害医療体制の整備について、御報告を申し上げます。お手元に御配付の資料その1をお願いいたします。三連動地震を初め、大規模災害の発生が懸念される中、東日本大震災における支援活動を通じて把握した、本県の課題に即応するため、災害拠点病院や消防機関などからなる県災害医療対策協議会を設置し、鋭意取り組みを進めているところであります。去る、3月6日に開催しました第2回目の協議会においては、被災地の医療支援を統括・調整する災害医療コーディネーターの災害拠点病院への配置、災害拠点病院の追加指定や、県独自の取り組みとして、災害拠点病院を支援・補完する災害医療支援病院の指定さらには、県内での治療が困難な重症患者を、県外へ搬送する広域医療搬送拠点の複数化など、具体的な取り組みについて御意見を賜わったところであります。

今後も、県災害医療対策協議会などを通じ、医療関係者等とも連携・協力を図りながら、全県を挙げた災害医療体制の整備・充実に取り組んでまいります。

説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

豊井農林水産部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。農林水産部関係でございますが、一般会計歳入歳出予算総括表の3段目の農林水産部の補正額の欄でございますように、13億5,526万3,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、69億8,835万9,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。農林水産部関係の主要事項でございます。

水産課関係でございますが、2段目の漁港建設費から3段目の漁港施設災害復旧費につきましては、漁港施設の防災対策や国庫補助事業費の確定に伴い、増額の補正をお願いするものでございます。水産課合計では、補正額欄に記載のとおり、1億8,448万2,000円の増額となっております。

次に、農業基盤整備課関係でございますが、4ページ中程の土地改良費から下段の耕地海岸施設災害復旧費につきましては、国庫補助事業費の確定や大きな災害がなかったことに伴い、所要の補正をお願いするものでございます。農業基盤整備課合計では、補正額欄に記載のとおり、10億9,389万1,000円の減額となっております。

5ページをお願いします。森林整備課関係でございますが、1段目の林道費から5段目の治山施設災害復旧費につきましては、国庫補助事業費の額の確定等に伴い、所要の補正をお願いするものでございます。森林整備課合計では、補正額欄に記載のとおり、4億4,585万4,000円の減額となっております。

続きまして、15ページをお開きください。繰越明許費の追加分でございますが、今議会において、先議をお願いいたしました案件以外の事業に係る追加分の翌年度繰越予定額でございます。15ページから16ページに記載のとおり水産課、農業基盤整備課、森林整備課の3課・17事業につきまして、それぞれ繰り越しをお願いするものでございます。追加分に係る翌年度繰越予定額の合計は、16ページの最下段に記載のとおり、33億24万5,000円となっております。

続きまして、17ページをごらんください。繰越明許費の変更分でございますが、先議で御承認いただきました事業のうち翌年度繰越予定額の変更を要するものでございます。農業基盤整備課の2事業につきまして、繰越予定額の変更をお願いするものでございまして、変更後の翌年度繰越予定額の合計は、最下段に記載のとおり4億1,731万2,000円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございます。今後は、できる限り事業進捗に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上で、農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

海野政策監補

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から4段目に記載しておりますとおり、県土整備部関係では、45億5,208万円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、174億376万3,000円となっております。

6ページをお開きください。このページから8ページまでは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

都市計画課におきましては、補正はございません。

次に、住宅課でございますが、表の右側摘要欄に記載のとおり、県営住宅建設事業費などの事業費の決定に伴いまして、合計で2億9,787万7,000円の減額となっております。

続いて建築開発指導課でございます。建築基準法等施工費の決定により、110万2,000円の減額となっております。

次は、道路整備課でございますが、道路改築事業費の決定に伴いまして、2億951万5,000円の減額となっております。

7ページをごらんください。河川整備課におきましては、災害関連緊急流木等処理対策事業費の決定などに伴いまして、合計で1,920万円の増額となっております。

8ページにかけまして、砂防防災課でございます。災害関連事業費、災害復旧事業費等で減額補正をお願いしておりまして、8ページの計欄に記載のとおり、合計で40億8,603万1,000円の減額となっております。

最後の運輸政策課・港湾空港課におきましては、港湾海岸保全施設整備事業費の決定に伴い、2,324万5,000円の増額となっております。

続きまして、11ページをお開きください。一般会計における継続費の変更についてでございます。11ページには、既に御承認をいただき、事業を実施しております道路整備課の宮島江湖川橋上部工架設事業の、次の12ページには、園瀬橋上部工架設事業の全体計画等について記載しておりますが、今回、年割額及び財源につきまして、年度間における所要の補正を行うものでございます。

18ページをお開きください。このページから20ページまでは、繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成24年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。このうち、19ページにかけましては、一般会計の追加分といたしまして、今議会において先議をお願いいたしました案件以外の事業に係る追加分の翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、19ページの最下段右から2列目の欄に記載のとおり、101億9,923万6,000円となっております。

続く、20ページには、一般会計の変更分といたしまして、先議で御承認いただきました事業のうち、翌年度繰越予定額の変更を要するものについて記載してございます。変更分の補正後の額は、最下段右から2列目の欄に記載のとおり、8,162万7,000円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件等により、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰り越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいります。

続きまして、1点御報告させていただきます。

阿南安芸自動車道・海部道路のルート提言についてでございます。お手元の資料（その2）でございます。去る3月7日、知事が民主党並びに、前田国土交通大臣に対しまして、甚大な地震・津波被害が想定される地域におけるミッシングリンクを解消するため、海部道路の早期事業化及びルートの提言を実施したところでございます。

ルート選定の基本的な考え方につきましては、資料の右・中程に記載しておりますとおり、①原則として津波浸水区域を回避すること、浸水区域を通過する場合は津波の影響を受けない高さを確保すること、②津波避難や利用環境等を勘案し、集落から大きく離れない計画とすること等としております。今後とも、海部道路の早期事業化に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

三宅病院局長

続きまして、病院局関係の案件につきまして御説明申し上げます。

説明資料の23ページをお開きください。病院事業会計の補正予算についてでございますが、3億3,483万2,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、117億1,066万8,000円となっております。これは、中央病院改築推進事業及び三好病院高層棟改築等事業における、本年度分の事業費の減額等によるものでございます。

続きまして、24ページをごらんください。(2) 継続費でございますが、三好病院高層棟改築等事業に係る平成25年度までの年割額について、資料に記載のとおり変更を行うものであります。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

福家教育長

引き続きまして、教育委員会関係の追加提出案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は、総括表の下から3段目にございますように、9,835万5,000円の減額となりまして、補正後の予算額は、11億3,317万9,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。施設整備課関係でございますが、高等学校費の学校建設費におきまして、耐震改修工事費等の入札執行残などにより、1億1,122万8,000円の減額となっております。また、特別支援学校費の学校建設費におきまして、盲学校聾学校整備事業を実施する経費として、1,287万3,000円の増額をお願いしております。

21ページをお開きください。繰越明許費についてでございますが、一般会計の追加分といたしまして、施設整備課の特別支援学校施設整備事業費におきまして、繰越予定額2億2,500万5,000円をお願いするものでございます。

次に、変更分でございますが、施設整備課の高校施設整備事業費におきまして、大規模耐震改修工事な

どの追加に伴い、繰越予定額の、4億 3,100 万円への変更をお願いするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

久米川警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元の委員会資料(その3)の1ページをお開きください。総括表の一番下にございますように、1,705 万 2,000 円の減額補正をお願いするもので、補正後の額は4億 3,729 万 2,000 円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、10 ページをお開きください。警察本部関係の主要事項について御説明いたしますと、警察本部費の摘要欄①管理運営費における、警察本部庁舎防災機能強化に要する経費や、警察施設費の摘要欄①警察署整備事業費における、警察署耐震改修等に要する経費や、警察活動費の摘要欄①警察装備費における大規模震災対策関係経費の補正など、警察本部全体で 1,705 万 2,000 円の減額補正予算を計上しております。

続きまして、22 ページをお開きください。繰越明許費でございますが、まず、追加分の管理運営費1億 7,806 万 3,000 円は、警察本部庁舎の中央監視システム更新に要する経費であり、計画に関する諸条件などから年度内の完成が見込めなくなり繰り越しをお願いするものであります。

続きまして、変更分で警察署整備事業費 8,961 万 4,000 円は、先の2月先議で御承認いただきました、警察本部庁舎の防災機能強化に要する経費 2,110 万円と那賀警察署耐震 改修工事費をあわせた金額であり、また、交通安全施設整備事業費 1,800 万円は、さきの2月先議で御承認いただきました 900 万円と、さきの 11 月補正で御承認いただきました交通安全施設整備事業費を合わせた金額であり、それぞれ計画に関する諸条件などから年度内の完成が見込めなくなり繰り越しをお願いするものであります。

警察本部関係の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

来代委員

3つだけ。

絶対にはっきりしてほしいんです。瓦れきというと、これは県民環境部あるいは環境総局もございしますが、きょうの新聞を見ると、一般の人は放射能を含んだものも瓦れきという、あるいはただ放射能を含んでないビルが壊れた、学校が壊れたものも瓦れきという。中には、きょうの徳島新聞の記者席にも書いていましたが、瓦れきと言われたくない、何とか廃棄物だという。

しかし、一番怖いのは危機管理がもっとしゃんとしてほしいんですよ。なぜかという危機管理部が部長の

上で一番筆頭部長なんだから。放射能の瓦れきというのか、放射能を含まない瓦れきというのか、ここが一般人が全くわかってないのにもかかわらず、全部一括です。人情的には徳島県は瓦れきの処理を受け入れるべきだと、一方では安全安心な徳島の農産物・魚をなんで放射能漬けにするんだ、そんな心配はないのかという両方の声がある。危機というのは、もちろん経済危機もあれば、こういった放射能危機もあれば、津波・地震の危機もあればいろんな危機がある。その危機を一つも分けてないんですね。全部危機。だから、じゃあ環境部局だけでいいのか、危機管理部が何をするのか、全庁を挙げて何をするのか、ここで整理する必要があるのではないんですか、お伺いをします。

南委員長

付議事件の部分との微妙な部分がある中で、きのうの関西広域でも質問があったような中で……

近藤危機管理政策課長

原子力災害への対応につきましては、昨年から取り組んできておりまして、原子力災害対策企画員室において、危機管理部が事務局になりまして、やっているというところがございます、その中で全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

来代委員

全庁を挙げて取り組んでないから、一般の人が間違うんですよ。だから、部長、はっきりと。県民環境部もあるけど、一回危機管理部が総括主宰をして、各部の中で、こことここは危機管理でやります、あるいはこういうのを分けませんか。危機管理と言っても何をしているかわからないじゃないですか。どうですか部長。部長の中で一回話し合って、どこまでが危機管理なのか、一般の処理をするのは県民環境部か、放射能物質になったら危機管理だが、これは放射能漬けにはいけないからこうだとか。農林水産部長だってそうでしょう、魚や農産物をはぜのけにするといったら徳島のイメージ崩れますよ。だから、農林水産部の農協の意見も、漁協の意見も、あるいは人情的に処理をしなくてはいけない話も、全部を含めて一回きちんとなければわからないでしょ。

中張危機管理部長

来代委員のお話をお聞きしまして、確かに一部では瓦れきというのはすべて何もかもというような形でとらえられていることもあろうかと思えます。私ども危機管理部としては、原発事故対策等を危機対応ということでやっております。そして、その中で企画員室というものの事務局もしております。企画員室の中では各部署が寄って、四国電力との対応、あるいは環境の話、農林の話、今回の事故で発生した牛肉の汚染の話、事あるごとにそういうことも含めて対応を行ってきました。

しかし、瓦れきに関しましてはやはり基本的には環境部局だと思っております。

(「放射能が入ってないのは環境部局よ」と言う者あり)

放射能汚染された瓦れきについても私はそう思っております。しかし、そういうことがしっかりと外に対して言

えるように、また、関係部局ともきっちりとお話をしていきたいと思っておりますので、そのあたりをしっかりとやっていきたいと考えております。

来代委員

これは委員長にお願いしたいのだが、国だって何を処理してくれというのか。新聞を見る限りでは学校の全然放射能のないコンクリート廃材を処理してくれと言っているのか、あるいは福島原発で放射能が飛んで危ないものを処理してくれとわからんでしょ。だから、県もそれを単に処理を言われたらって受けるんじゃなくて、どこそこの地区の何の瓦れきを受け入れられるのか、受け入れられんのか、今から早急に検討委員会みたいなものをつくってやっておく必要があると思います。また、当然これはいろんなもとになった部の部長のところだって、コンクリ廃材にしたって道路の廃材にしたってかかわってくる。そういうものをもう一回、この4月1日からいろんな部ができることですので、これからの動きとしてはっきりとそれを打ち出してほしいんですよ。

ただ一般にあなた方も言っているだけでしょう。あなた方さえはっきりわかってないものを県民がわかるわけないでしょう。先に言っておきますが、今県民は不安におののいているんですよ。口では、受け入れなければいかん、これは人情的にやらなければいかん、今は一年だから絶対に反対はできん、これは普通の意見。一歩中へ下がったら、うちの孫どうなるんだらうか、これから何を食べてらいいんだらうか、どこで何を買えばいいんだらうか。それを整理するのが県にあるんじゃないんですかと言うんですよ。

南委員長

小休します。(11時01分)

南委員長

再開します。(11時02分)

中張危機管理部長

危機管理部としての方向性のことですが、

(「部長会で話し合ったらいいんだ」と言う者あり)

先ほどお話ししましたが、県民の方が御心配されているということを私も聞いております。そういう中でやはり私どもが中心となって、これまでも企画員室で対応しておりますし、そういう課題については私が各部局にお伝えしながらどうするのが一番いいのかということをお話していけたらと思っております。

以上。

来代委員

だから、企画員室でしていてもわからないから、もっと表に出なければいけないわけ。

農林水産部長だったら安心安全な農産物・水産物を汚すなということと言っても構わないわけだ。だけど、一般の人が新聞やテレビを見る限り、国の政府の方針を見る限りでは、何でも引き受けると思っている人が

たくさんいるわけだ。違うんだったら違うということをきちんと、今すぐじゃなくても早急に、県として見せなければいけないわけだ。もしくは、危機管理の中へ環境部局が入ってくれたっていいんだから。それぐらいの姿勢がなきゃいかんということ言ってるんですよ。わかりますか。だから、これがいけないのだったら委員長にお願いして国に申し込んでもらう方策も1つだし、あなた方が国にきちんと言うのも1つの方策だから、これからきちんと考えておいてくださいと言ってるんですよ。そこはわかりますか。わかってくれたら他の質問に入りますから。

中張危機管理部長

きのう、私も関西広域連合に出ておりまして、坂東環境総局長と話したところです。3点ほど話があったわけですが、ダブルスタンダードということで規制値が100ベクレルと8,000ベクレルの2つありこの違いの説明とか、本県に頼むのであれば本県の最終処分場の実態を国が知っているのかどうかということ踏まえてお願いするべきであろうとか、あるいは現在、岩手、宮城で処理をしているスキーム、そのあたりのしっかりと我々への説明ができてないので、処分するのは市町村ですが、県としても市町村に頼むだけの信頼関係ができない。だから、国からきっちりとした説明をお願いしたいというような話がありました。

その中で、しっかりとそういう問題点を県民の方にも、きょうの新聞にも出ておりましたけれども、そういう形でお伝えしたし、それから私ども県庁の中でも組織的にもそういった形をしっかりとつくっていきたくて思っております。

来代委員

委員長お願いしますよ。やっぱり今のような答弁を聞いていると、危機管理部に権限があるかないかわからない。こういうのはもっと権限を与えて環境部局もここへ座ってもらったらすっきりすることなんで、これからそれを頭に入れておいて、何かのときをお願いします。

地元の市町村長、農協の人、漁協の人、あるいは生協のようなPTも入れて、受け入れるときには何かの1つの縛り、1つの何かを得てからでないと受け入れないという方向を取り入れてほしいんです。

それは、今ここで返事はできないと思いますけども、偉い部長さんがいるからお願いしておきますけど、海野政策監補、頼みますよ。そういうのを皆さんが話し合っ一つの何かの感情にほだされることなく、徳島の将来どうあるべきかということ考えた上でやっていくというスキーム・システムを取り入れてほしいので、答え要りませんから、部長よろしくをお願いします。

それともう一つ、徳島県庁が災害対策本部になるんでしょうか。

近藤危機管理政策課長

災害発生時におきまして、災害対応の中心的な役割を担う災害対策本部は、本庁舎に設置をするということになっております。

来代委員

これだって県庁が崩れないという保証はないんですよ。これは参考にしてほしいんですが、NHKにおいて

も東京はいつ地震が来るかわからないということで、災害の機材が東京一極集中をやめて、人と機械の半分は大阪に持っていったるんです。半分は東京なんです。だから、災害対策本部が県庁にある、県庁が絶対安心だという想定について、一回発想を変えて、西部県民局、あるいはあすたむらんど、あるいは眉山の山頂、どこかに安全安心できるという第2、第3弾の災害対策本部をつくっておくべきだと思うんです。副委員長、そうでしょう。南海地震防災課長さん、県庁が崩れるかもわからないわね。それぐらいの頭はあるんですか、ないんですかね。

近藤危機管理政策課長

今、来代委員から御指摘を受けましたけれども、東日本大震災のような予想をはるかに超える津波が襲来したときなどは、一時的に本庁舎が使えなくなる事態も事前に視野に入れながら災害対応を検討していく必要があると考えております。この点につきましては、現在改定作業を進めようとしております徳島県の業務継続計画いわゆるBCPにおいて、検討しておく重要な課題であると認識いたしております。

来代委員

だから、それは認識しているのか、そういうふうに動いてくれるのかどっちなのか。

中張危機管理部長

今、近藤危機管理政策課長がお答えしましたように、今の最大津波高で来ますと、約 50 センチここはつかるとということで、私もすぐそばに居を構えていつでも来られるような態勢をとっておりますが、できるだけここでやれるように心がけはしております。

しかし、未曾有の物すごい地震や津波が来た、今の想定以上のものが来たということになって、これが使えなくなった場合というのも考えておかなければならないと思います。

それで、1つは県立防災センターの活用、ここは無線設備もあります。もう一つは、やはりもっと内陸部の西部県民局の活用、ここは県民局長さんという部長級の方もおいでますし、それから防災無線もそろっております。そういう形のなかで最終のとりでとして、西へ行くというようなことは考えられると思いますので、今回BCPの見直しを行っているわけですが、そういう中でしっかり考えてみたいと思っております。

来代委員

それを聞いて安心したね。第2、第3の手を考えておいてほしいんですよ。私ばかりというわけにはいかないので、あと1つだけお聞きしますが、この前池田ダムのことを本会議で質問すると、答えになったか、ならなかったかわからないんだけど。

池田ダムって高さが何メートルで、幅が何メートルで、香川用水と北岸農業用水に水が何トン行ってるか、河川局長さん知っていますか。

河口河川局長

正確にはここで発表するような部分では知っていませんけれども、大体周辺の高さと比較してという部分は残像としてあります。高さが、確か現在の三好病院と比較して 50 メートルほどではないかなと……

来代委員

それで池田ダムの対策ができていいのか。知っておかなければならないでしょうが。池田ダムの高さは 24 メートルなんだ。三好病院は 0 メートルだから池田ダムのある所は 22.3 メートルの高さがあるわけだ。幅は知っているか。

河口河川局長

先ほどと同様数値的には自分は知っておりません。

来代委員

本会議で海野県土整備部長さんが池田ダム対策は万全なように言ってくれましたが、ちょっとひどいんじゃないですか。

教えておくから覚えておいてよ。幅が 247 メートルちょうどあります。香川用水には 13 トン近く行っている。北岸農業用水へは 11 トン。水は 3,300 万立方メートル。それすら知らないで池田ダム対策をこれからやりますと言ったって、部長、あまりにも基本からしてなっていないんじゃないんですか。南の道路と一緒に池田の間は助からない命と決めていると取らざるを得ない。少しは、県は国に対してきちんと池田ダムが壊れたときの対策を申し込んだり、会議をしてくれる気になったんですか。

河口河川局長

先だつての来代議員の質問に対する答弁にもありましたように、池田ダムが決壊した時の部分にも懸念をたくさん持っておられる地元住民の方がおいでになるということにかんがみて、早急にその懸念を払拭するような情報の共有でありますとか、相談できる場というのを持ってきていたいと考えております。

来代委員

やってくれると信じておくが、ダムの高さも知らん、幅も知らんは、会議なんか 1 回もやったことがない、いい証拠だ。もうちょっと真剣にやってほしいんです。もうこれ以上言ってもしょうがないから言わないが。

ただ、県土整備部さんに農林水産部長さん、あなた方のこの 1 年間の繰越金額をちょっと足したら 98 億円近い。98 億円の繰り越しがあるということは、その 10 倍、100 倍の人たちが危険にさらされるということなんだ。そして、98 億円の公共工事費がきちんと発注されていたならば、大体小さいところで平均 2 億円くらい、南先生のところだったら大きいからすごいだろうが、自分たちの池田の方では 2 億円ぐらいのところは普通だろう。それでも従業員は 10 人ぐらいはいる。そして、その 2 億円で 10 人ぐらいの従業員がいるんだったら、何十人かの生活ができるわけだ。50 人の生活ができたとしたら、少なくとも 50 人の消防団員、地域防災の人たちは一生懸命働いてくれるわけだ。

ここでこれだけ繰り越しが残るということは防災意識がないともとれるわけです。私に言わせたら、今のダム幅も知らん、高さも知らんのと一緒にですよ。ただ座っているだけはいかんですよ。できれば来年度はこの繰り越しがゼロになる、それくらいの意気込みでやっていただかないと、徳島は助からないと思うんです。危機管理部長さんでも、県土整備部長さんでもどなたでも結構ですから、決意のほどだけは示していただけませんか。

海野政策監補

防災対策を推進するためには年度内に予算をきちっと消化していくと、防災施設等をきちっと作っていくということが大事だと思っておるところでございます。やむなく用地の問題などもございますけれども、防災対策を推進する上ということで、繰越額がゼロになるよう努力してまいりたいというふうに思っています。

来代委員

聞かないが、用地なんていう言いわけしないでください。農林にも載っているが、井川町の駒倉の崩れた家の人はコンドウフサヨシさんと言うんですよ。確かに、腕山の横崩れてますよ。

この人たちは用地なんか言ってませんよ。用地どころか、どこでも使って、畑つぶしてでも何でも助けてくれ、雨が降るたびに土砂が流れてるんだ、命が惜しい、うちの孫殺したらいかん、と。用地なんか言ってませんよ。そういう言いわけをしないで、できるだけきちんと発注をお願いしますよ。

一回返事をしてくれたら、質問を終わります。

海野政策監補

年度内の消化に向けて頑張りたいと思っております。

達田委員

何点か事前の委員会からの続きもありますが、23年度最後の防災対策特別委員会ということで、要望が多くなるかと思いますがよろしく願いいたします。

まず、住宅耐震化支援事業なんですけど、木造住宅の耐震化がなかなか進まないということで、事前の委員会でもお尋ねをしてきたんですけど、耐震診断についてはある程度進んできたけれども、肝心の改修、これがなかなか進んでいない、そういう状況なんです。

県としては訪問活動にも力も入れて、23年度5名ほど緊急雇用で来ていただいて、市町村の職員さんと一緒に回って、耐震診断、また耐震改修のPRをして回るというような活動をしてきたそうなんですけれども。

木造住宅耐震化促進戸別訪問サポート事業、これが緊急雇用の創出事業としてなされましたが、24年度も予算、人員数の確保できるのかどうか、少なくとも昨年度並みに回っていけるのかどうかお尋ねいたします。

松内住宅課耐震化戦略担当室長

戸別訪問の際に使っております事業で、木造住宅耐震化促進サポート事業これにつきまして、平成24年

度も支障なく実施できるのかといった御質問でございます。

この事業は市町村の職員さんが、昭和 56 年以前の木造住宅の所有者を個々に回る際に、県のほうから建築士専門家に同行していただくことによりまして、所有者の方のいろんな相談に応じたり、支援事業の説明を丁寧にするといったことも目的に実施しておりますが、市町村のほうからの来年の実施計画、そういったお話を聞いた上で必要な額を平成 24 年度の当初予算の方に計上させていただくように関係課の方をお願いしまして、予算と人員、それについては手当てできているという状況でございます。

達田委員

一軒一軒訪問されて、PR なりされていくというのは大事な活動だと思います。これがあってこそ耐震改修へもつながっていくと思うんですけども。

2 月末現在で耐震診断、実績が 2,188 だったと思うんですが、これを県の職員さん、緊急雇用で雇っている方が回っていただけではこれだけの数の実績は上がっていないであろうと思います。例えば 5 組にしますと 440 件ぐらい実績が上がると、実際にはもっともっとたくさんの訪問件数があると思うんです。

ということは市町村が独自で行っている訪問活動などが合わさってこういう成果が上がってきたんだと思いますが、聞くところによりますと、市町村独自で訪問活動も取り組んでいたとお聞きをしております。

これまで幾つの自治体が独自で訪問活動をやってこられたのか、そして今年度残念ながら当初予算にはその予算が計上されてないところがあるとお聞きをしておりますけれども、市町村の状況はどうなっているでしょうか。

松内住宅課耐震化戦略担当室長

市町村が独自に戸別訪問に専門家を派遣するサポート事業、これを実施している状況についての質問ですが。

緊急雇用で似た事業、いろんな事業がある中で私どもが把握してますのは、市町村の話から知っておる範囲でございますが、鳴門、阿波、阿南、吉野川、松茂、北島ということで 6 つの市町において平成 23 年度はなされた、このうち平成 24 年度実施するのがどこかということにつきましては、予算要求の段階でございますし正確な状況というのは把握しておりません。

以上です。

達田委員

ぜひ正確に状況を把握していただいて、ちゃんと 24 年度も予算がつけられる状況になるようにしていかなければいけないと思うんです。

例えば、吉野川市は当初予算に入っていないということで、非常に住民の方も心配をされているようです。こういう 6 つの自治体が独自に訪問をしていたけれども、なかなか予算をつけられない、緊急雇用の予算もどつと減っています。物すごく減っていますので、なかなか予算のめどが立たないという面もあるのではないかと思います。

しかし、この事業というのは絶対にやらなければ命を守れないという事業ですので、ぜひ、工夫をして人が

つけられるようにお願いをしたいと思います。

それで、耐震改修、安全安心リフォーム支援事業、改修事業につきましては2つあるわけですが、やっぱりせっかくなので予算が使い切られていない。非常に申し込みが少なかった、実績が上がっていないという事があるんですが、予算の面で見ますと、診断につきましてはふえています。24年度新年度予算において診断はふえているけれども、耐震改修の支援事業費補助金は7,200万円あったのが、3,100万円と半分以下に減り、目標230戸が100戸になってしまっている。これは、恐らくリフォームのほうができましたので、安全安心のほうに振り替えるんだらうと思って見ておりましたら、こちらの予算も2億円から1億6,000万円と4,000万円減って、500戸の目標が400戸になっている。だから、予算で見ますと、どの事業も右下がりになってしまっているんです。こんなことでいいのかと思うんですが、これはどういうふうにしていくのでしょうか。

松内住宅課耐震化戦略担当室長

平成24年度予算が23年度と比べて一部減っていることにつきましてどういうふうに対応していくかという御質問でございます。

安全安心なリフォーム支援事業につきましては、年度途中6月補正で予算をつけていただきまして実施してきたわけなんですけど、期間も短かったということで、なかなか十分消化しきれなかったという結果になっております。

それで、来年度につきましては、厳しい財政状況の中ぎりぎりのところといいますか、安全安心なリフォーム支援事業の実績や、本格的な改修これに関しまして市町村の要望、そういったものを積み上げて、合わせて500戸、事業費で2億円ということで要望に計上させていただいてるところでございます。

以上です。

達田委員

23年度の実績に基づいて減らしていったのかと思いますが、減らしてはいけません。爆発的にこの事業を進めていくという、そういう状況をつくり出さなければいけないと思うんです。

それで、なかなか進まない理由というのがこの前にも議論されましたけれども、56年以前の建物に住んでおられる方というのは、非常に高齢化されている方も多く、若い方が帰ってきて一緒に住もうという状況であれば、頑張ってリフォームもし、耐震化もするけれども、年寄りだからもういいわという方が非常に多いわけですよ。そして、少ない年金暮らしで細々と暮らしている中でも、自己負担分がどうしてもいるわけですよ。補助金がありますけれども自己負担分がある。ですから、その負担分が例えば10万や20万という額であったとしてもなかなか負担ができない、お金も要るし大変だしということで、ついつい診断は受けたけれどもしないという方が多いとお聞きしております。

やはり、所得が少なくてもやりたくてもやれない、そういうことがあってはいけません。ですから、低所得であるとか生活保護であるとかそういう収入の保障のない方々が、もし揺れたら倒壊するかもわからないという危険な住宅で住んでいると、そういうことがないようにしていくべき。それこそが助かる命を助けるということだと思うんですが、低所得者対策として、生活保護世帯に対する住宅の安全をどうしようかにお考えでしょうか。

大西地域福祉課長

低所得者世帯や生活保護世帯の方の安全安心対策についてでございます。

まず、低所得者世帯の方がこの耐震リフォーム等を実施する際には自己負担が必要ということで、その点負担にはなるとお思います。そこで、私どもの制度といたしまして生活福祉資金の貸し付け制度というのがございます。これは、福祉資金の福祉費というところで改修工事に関する貸し付けの対象になるものと考えております。

ただ、対象となるものではございますけれども、市町村の社会福祉協議会等に申請していただく中で、民生委員さんやいろんな方の状況の調査も必要ですし、最終的には県の社会福祉協議会のほうでその貸し付けが可能かどうかという可否の決定を行うこととなりますので、そういった制度も検討していきたいというふうに思います。

それと、生活保護世帯に関してでございますけれども、生活保護制度がそもそも最低限度の生活を保障するということが原則になってます。その中で、住宅扶助についてもその世帯の状況を十分見きわめた上で、真に必要と認められる場合には支給されるということになります。

この住宅扶助というのは、ほとんど家賃ということになっているんですけども、現に居住する家屋の補修のための経費、これは住宅維持費ということですが、年額 11 万 8,000 円を限度とした支給も認められます。ただ、通常は雨どいとか、雨漏りの畳替えとかそういった部分の日常生活を維持していくために必要なものということで、その規模も社会通念上最低限度の生活にふさわしいもの、程度ということになってます。

そこで、お話のございましたリフォーム事業の自己負担分がこの生活保護世帯に対して支給できるかどうかにつきまして、今申し上げました住宅維持費で支給できないものではないと考えます。

ただ、受給世帯から相談があった場合に、その工事が資産の増加にはならないかとか、今申し上げました社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度かとか、また他の方法は考えられないかという世帯個々の状況を十分検討する必要もあると思いますし、近隣や地域の状況なども勘案し、慎重に検討していく必要があると考えております。

以上です。

達田委員

生活福祉資金の活用が認められるであろうということは、私は前進だと思います。低所得でお金の工面がなかなかできないというところにとっては、こういうものが活用できるんだということで、もっとそういう面もPRしながら進めていただきたいと思います。

もう一つ、お金を借りても返せない、病気がちで本当に働きに行けない、保護を受けているという御家庭が、家がいつ地震で壊れるかわからないというようなところに住んでいる方、直したいけど直してないということで、先ほどおっしゃった耐震化工事の自己負担分に充てるために、補修費等住宅維持費これが活用できるようにぜひきちんと各自自治体統一してやるべきだと思うんです。補修費と住宅維持費が年額今 11 万 8,000 円ありますが、和歌山県では、やむを得ない事情がある場合には、基準額に 1.5 を乗じて得た額の範囲内において必要な額を認定して差し支えないと、こう判断をされております。やむを得ない事情というのは恐

らく倒壊しますよと診断されたされた場合も私は入れるべきだと思いますが、和歌山県の見解ですと1.5ですから17万7,000円程度まで認められるということになると思います。

こういう判断をしている県もあるわけですから、徳島県もちゃんと統一して各自治体にそういうことができますとお知らせをして、低所得であっても、生活保護であっても自己負担は大いに軽減される、最低限自分の寝ているお部屋だけでも崩れないように命が助かるようにできるんですよということを指し示していく、それが県の仕事だと思うんです。助かる命を助けるという仕事だと思います。

ですから、その点でこの補修費等住宅維持費、これがちゃんと自己負担分に使えるようにきちんとすべきだ、今決めるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

大西地域福祉課長

生活保護世帯の住宅扶助の中の住宅維持費を充てるようにということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、支給すること自体ができないことはないと考えますけれども、やはり個々の世帯の状況とか、近隣、地域の状況によって判断すべきものと考えております。これをすべて支給できるということまでは、私のほうから今の段階では上げられませんが、そういった個々の状況を判断した上で、慎重に検討の上、今後に対応していきたいと考えています。

達田委員

それは、判断するために診断があるわけですよね。診断をきちんと受けていただいたら、住宅が危険なのか危険でないのか、きちんと専門家が判断するわけです。調べて危ないという結果が出て、耐震改修しなければならなくなった場合に、大がかりな改修は無理かもしれませんが、耐震ベッドであるとかいろんな方法がありますよね。できるだけ安くする方法もある。しかし、2分の1補助ですから、市が独自にしてもらったら、40万円程度だったら要らなくて済むんですけども、それ以上かかる場合はある程度かかるわけなんです。10万円であっても、5万円であってもなかなか負担ができない、そういう状況が生まれてくるかもわかりません。家の形状にもよると思うんです。ですから、そういう場合にはこういう方法がありますよと言って示してあげる、そういう制度をきちんと確立しておくということが大事ではないですか。命にかかわる問題ですからどうされるんですかということをお尋ねしております。

大西地域福祉課長

生活保護世帯の住宅維持費につきまして、生活保護制度ということの趣旨から社会通念上最低限度生活にふさわしい程度ということが前提になると思います。それで、繰り返しになりますけれども、そういった必要な場合でも総合的に個々の世帯の状況を見きわめた上で支給するかどうか、慎重に検討の上判断することになると考えています。

達田委員

最低限度の生活というのは最低命が守れるということだと、私はそう思います。ぜひ命を守ってこそ最低限の生活です、倒れて命を落としてもいいという、だれもそんなことは望んでおりませんし、県民の皆さんもやっ

ぱりそういう点は御理解いただけると思います。ですから、そういう方向で検討をしていただきたいと思
います。よろしく願いいたします。

次に、耐震化につきましては本会議でも私たち会派で質問しましたが、学校そのものの耐震化、これにつ
いて伺います。

非構造物の耐震について、学校そのものの耐震化なんです、幼稚園、小中学校、県立高等学校もすべ
て含めて、県の計画では平成 27 年度までに耐震化 100%を達成するというような計画になっていると思
います。徳島県下の学校では、100%既に達成しているという自治体もあれば、非常に低いところもありま
すよ。40%に満たないところもあります。格差が大きいわけですが、すべて県下の学校耐震化率が
100%に計画どおりなのか、その点をお伺いいたします。

仁木施設整備課長

ただいま、達田委員のほうから学校の耐震化につきまして御質問をちょうだいいたしました。

県立学校におきましても、市町村立小中学校におきましても、27 年度末 100%を目指しまして、現在一生
懸命取り組んでいるところでございます。

特に、先ほど委員のほうからお話しがございました市町村の状況でございます。もちろん 100%いつている
事業主体もでございます。23 年度の 4 月 1 日現在で 100%にいつてます事業主体が、5 事業主体ござ
います。それから、一番低いところは先ほどおっしゃいましたように 33%、その上が 50%台というところが
幾つかござ
います。

それらの事業主体につきましても、県のほうから個別にヒアリングを何度もいたしまして、27 年度末とい
うことに向けて今鋭意取り組んでいるところでございますので、それに向かって今、各自治体とも努力いた
だいて
います。ちなみに 33%のところにつきましても、取り組みが最初の段階で遅かったというの
もありますが、
かなり追いつけるペースでやっているところでございます。

以上でございます。

達田委員

27 年度目標ということで、ただ災害はいつ起こるかかわからない、いつ甚大な被害を受けてしまうかわかり
ませんので、やっぱり少しでも前倒して、27 年度と言わずにもっと早く 100%に近づけるようにぜひ取
組んで
いただきたいと思
います。

本会議でお尋ねいたしました非構造部材ですね。これにつきましては県の施設などについてはお答えいた
だき
ましたが、今お尋ねをいたしました各学校で、小中学校また県立高等学校すべて含めて、子供たちが日
中過
ごす施設の非構造部材の耐震化、これの調査をされるということなんですけれども、この状況はどうな
んで
しょうか。学校については詳しくお答えがなかったの
でお尋ねを
したいんです。

仁木施設整備課長

ただいま、非構造部材につきましての状況はどうなっているかということで、お答えがなかったというの
は本
会議でのこと
でしょうか。

達田委員

本会議での話です。

仁木施設整備課長

はい、わかりました。

昨年の3月11日に発生しました東日本大震災を受けましてから、非構造部材、要するに天井等からの落下物に対する対策ということが大きくクローズアップされまして、現在、対策が必要ということで動き出ております。

県立学校につきましては、県立学校避難施設強化・充実事業ということで、今年度モデル校として海部高校と富岡東高校の2校で、1,500万円の予算をいただきまして検討させていただいております。それを受けまして、来年度から非構造部材も含めまして一体的に避難所施設の強化という中で、非構造部材、体育館等の天井からの落下物の防止でありますとか、ガラスの飛散防止でありますとか、そういったことに対策を順次講じていくことといたしております。

平成30年度を目標に、すべての学校の体育館等の施設につきまして点検してまいりたいと考えております。

ただ、新しく最近建てかえた学校もございますので、それより古い学校のほうが危ないということで、そちらのほうから優先したいと思います。

それから、市町村のほうにつきましては、現在のところ、まだ学校の耐震化のほうで、先ほど御質問ございましたように、そちらは鋭意取り組んでいる状況が多いということで、まだ非構造部材のところまで、どこまでやられているかというところを十分把握できておりませんけれども、県立学校の動きを市町村のほうに示しながら、こういったことも大事ですよということで、取り組みを喚起してまいりたいと考えております。

以上です。

達田委員

今回の東日本の災害では、天井とか照明器具とか外壁、内壁そういうところの被害が多かったと。こんな物が落下してきてけがするとか、あるいは命を落とすとか、あつては困ります。一応体育館については調査をされていくということなんですけど、津波の暫定予測も出ましたけれども、あれを見ますと地面の方が浸水するんじゃないかと、低い浸水ではあつても、体育館ではちょっと心配なんじゃないかということも出てまいりました。そうしますと、校舎のほうをきちんとしておかないといけないというところが出てくると思います。ですから、たくさんあると思いますが、体育館だけではなくて、避難場所となるであろう学校の校舎、こっちはほうもきちんと調査をしていくべきではないかと思うんです。学校全体が避難所となると思いますので、そういう調査というのはどうなるでしょうか。

仁木施設整備課長

ただいま、体育館だけではなく校舎のほうも、津波想定ということを受けましてすべきではないかということでございます。

私どもの考え方といたしまして、まず体育館は被災時の避難所として開設された場合、特に収容人数が大きいということで重要な役割を果たすということと、形状的に天井高が非常に高いということで、落下物があった場合の危険性も非常に大きいということございまして、体育館の対策ということを優先して実施させていただこうとしているものでございます。

確かに、おっしゃられますように校舎の対策ということも決してないがしろということで考えているわけではございません。重要と考えておりますが、まず県下全域すべての学校で安全性を確保するということから、予算の関係もございます。私どもの予算も相当数ふやさせていただいていますけれども、その中で、まず県下全域、1か所体育館に避難できるようにということで、安全性を確保することに努めてまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

こういう照明器具、素人が見ても落ちるんじゃないかと思うようなところは発見できますけども、専門家でなかったらわからない部分もあると思います。きちんと調べるには時間がかかるとは思いますが、やっぱり一斉点検を目視でしていただいて、窓ガラスもひび割れて落ちてそれだけがするというところもあるかもわかりませんので、窓ガラス対策も調査が終わるまでおいとくというんじゃなくて、すぐできることはお金もそんなにかからないと思います。ぜひ、安全対策を取っていただきたいと思い、すぐできることを今すぐにやっていただきたいと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

仁木施設整備課長

ただいま、すぐできることは速やかにというお話でございます。

特に、体育館につきましては現在でも下の方から目視ですとかそういったことで、既に建築士や学校の事務担当者が調査をいたしております。

しかし、目視での調査だけでどの程度の安全性が確保できるのかということが難しい部分もあります。はっきりと剥離しているとかでしたらわかりますが、ねじの緩みですとか、あるいはバスケットゴールなどの大きな施設も天井につるされておりますので、今回は体育館の場合、足場を組みまして、一つずつ点検をしながら必要な対策を、不良などところの対策をしていくということで順次進めてまいりたいと考えております。

それから、ガラスにつきましても、飛散防止としてフィルムを張るということを基本に考えております、これも体育館の2階の部分も非常に高うございまして足場等も必要になってまいります。そういったことをしながら進めてまいりたいと考えております。

あと言い忘れましたが、天井材につきましては、落下防止のためのネットを全面的に張っていかうと考えているところでございます。結構高い所ですので、調査しながら対策ということで時間もかかります。各学校においては体育館はその間使用制限ということにもなります。時期的な調整等も必要になってまいりますので、その辺は学校としっかり詰めながら進めてまいりたいと考えております。

達田委員

それでは、ぜひ本当に強力に取り組みを進めていただきたいと思っております。

次に、そういう小学校、中学校それから高等学校、学校施設が避難所になるんだと、必然的に避難所になっていきます。ですから、私も何回かお聞きをしてきたんですが、やっぱりここで避難所としての機能があるかどうかということが問われていると思います。

東北の地震津波の際に、ピーク時の3月17日には東北で622校が避難所として使用され、避難所では学校の先生たちが一生懸命に運営に当たってお世話をされたということです。この時に、物資の備蓄不足とか、想定を超える避難者がおいでで、食料や水、防寒具が不足した、また断水によって生活用水やトイレの使用が不可能になるなど避難所における生命、安全確保上の問題が生じたということです。やはり、どこの地域であっても避難所にきちんと備蓄をして生活ができるようにする、避難所機能が果たせるようにする、これが本当に大事だということで取り上げさせていただいたんですが、県として備蓄の計画というのは立ててもらえるんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

備蓄につきましては、地域防災計画におきまして、一般住民の方にもそれぞれ食料、水の備蓄をお願いしたい。ただし、これはライフラインが寸断するとかそういうことで、水とか食料が不足すると。災害の対応によりましたらとにかくすぐに逃げていただかなければならないということで、市町村などにおいて避難場所での緊急用の食料、水備蓄というのを進めております。

東日本大震災では孤立化しましたので、すぐ物資が届かないということもございました。こういった面は、現在市町村のそれぞれ特性を生かして必要数を備蓄するというので、現行の地域防災計画でも市町村の責務となっております。

また、今回12月に変更になった国の災害基本計画では、市町村にも御説明しましたが、やはり地域完結型の備蓄ということで、そういった備蓄を推進するようにしております。

それから、現在地域防災計画の見直しも市町村にもお願いしておりますので、もう一度備蓄に対する計画でありますとか、そういったものを市町村と県も一緒に考えながら、進めていきたいと考えております。

達田委員

東日本じゃなくて関東地方ですが、こちらの方はもうかなり備蓄とかが進んでまして、津波災害に備える計画がきちんとできていますが、徳島県はこれからだと思うんです。

例えば、鎌倉市でお伺いしますと、鎌倉市では小中学校25校すべてがミニ防災拠点という防災拠点になっておりまして、防災備蓄物資の一覧表というのがホームページで見られます。食料、生活必需品、衣料品、避難所開設資機材、すべて同じ物がミニ防災拠点に整っておりますということで、食料、飲料につきましても県から補助をもらいましたということでした。

静岡県でも、食料、飲料につきまして県の補助がありますと、補助要綱もあり、いただいていたんですが、徳島県の場合は消耗品の購入に要する経費は除外すると、補助の除外になってるんです。私は、やっぱり備蓄してくださいというんだったら、こういう点の補助もできる状況にしないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

それぞれ各県におきまして歴史的なものもございます。それから、県と市町村の役割の差、市町村によりましたら避難所、避難の整備をみずから行うところもございます。

県としましては、市町村の御要望をお聞きしながら、まず避難路、避難所の整備ということで、市町村の支援ということの予算もお願いしております。

限られた財源の中で何を優先していくかということから、まず命を守るための避難ということで、2月に御先議いただきました標高調査でありますとか、そういったものの支援を。県によっては原則的に市町村でそういったものはお願いしたいと、そういった支援の方策というのも違いはあると思います。避難路とか避難所予算について、この6月と当初合わせまして1億円ぐらいになります。これをすべて備蓄の補助に回せば2分の1、何十万食ということもできます。ただ、必要な部分から市町村の財源に対して支援するというので進めておりますので、そういった一律的な面だけで他県との比較はできないと考えております。

達田委員

一律的な面とおっしゃいますけども、これ静岡県の実態なんですが、先ほどおっしゃった避難路から始まって、すべての事業が網羅されているんです。この中の食料の備蓄っていうのはその一部です。

それだけでなく、備蓄用食料整備事業というのがあります。それから、備蓄用の食料というのはアルファ米、乾パン、サバイバルフーズ等保存期限は原則として5年以上のものとなっておりますが、これが期限が切れたときに、食材等更新事業というのがあります。この中に、備蓄食料も入っております。非常にきめ細かく補助金だとかこういうのがありますと、交付要綱の中にちゃんと書かれているんですが、ものすごくたくさん事業が網羅されております。

徳島県が本当に県民の命、助かる命を助けるというのであれば、こういうきめ細かなところにきちんと目配りをして、食料とか水とかそんなにお金もかからないんじゃないか、かからないのだったら県が補助しますという方向で命を守る対策を立てていただきたい。ぜひそう思います。いかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

静岡につきましては東海地震ということで、大規模地震特別措置法ということでの財源措置、国からのそういった補助のかさ上げとか、そういった財源についても今の徳島県等との違いもございます。そういったことで、財源も確保しつつそれぞれの支援をしております。県としても、なるべく住民の方に対して細やかな支援というのはやっていきたいと考えております。

達田委員

東海地震ということで、財政が困らないようにということでどんどん支援ができて、そして整っていったというのはわかります。しかし、南海、東南海三連動地震この規模たるや、テレビでもいろいろ放映されてますが、東北も上回るような大きなのが来るかもしれないという状況になっております。これは関東だから、四国だからと区別できなくなっていると思うんですよ。ですから、国に対してきちんとした対策を取っていただくように要

望するとともに、県としても津波の暫定も出されたんですから、県としてもああいう積極的な独自の対策を立てていただけるようお願いをして終わりたいと思います。

南委員長

それでは午食のため委員会を休憩します。(11時57分)

南委員長

再開いたします。(13時03分)

岸本委員

それでは1点だけ、県と市町村の連携ということで何点かお尋ねをしたいと思います。

今回、津波浸水予測図が出ましたが、沿海部において、現状で何%ぐらいの方が津波で避難できる避難所があるのかわかれば、お答えいただきたいというふうに思います。市町村の仕事も絡みますので、わからなければわからないということで結構ですのでお願いします。

楠本南海地震防災課長

今現在市町村の見直しもかかっておりますので、現在何%について避難所のカバーができてという点は、現状では把握はできておりません。

岸本委員

それを把握していくんですね。

楠本南海地震防災課長

そのために、まず、夏に今までの想定における総点検をお願いしております。余裕高、暫定高、浸水マップを出したときに、これを目安として見直しをお願いするということで市町村のほうにもお願いしておりますし、市町村におかれまして、今現在、避難道の整備でありますとか、そういったことに着手しております。それと、来年度に市町村、県も地域防災計画の見直しを図る予定でございますし、その時は順次把握していく予定でございます。

岸本委員

その把握していく予定というのは、いつくらいまでにするというのはわかりますか。決めますか。

楠本南海地震防災課長

まず、今の高さで市町村におかれまして、自主防の方とか協働しまして、そういった点検を始めております。

国の中央防災会議のほうで、一応3月中に新しい想定を公表すると言っております。この内容も検討しな

ければいけないんですが、今現在県におきまして細かな地形データ等収集しております。それで、県のほうで被害想定を行い、浸水予測図を直近の地形データ等を反映させたものとし、流れでは、それをもとに市町村のほうでハザードマップを作成しまして、従来でしたらこれをそれぞれ全戸配布するとか。そこで、ハザードマップにおきまして避難路でありますとか避難所というのを位置づけして、住民の方に周知を図るという流れになります。

今検討しており、地域防災計画の見直しと関連していきますので、来年のできましたら早期にそういうことにかかっていたいと考えております。

岸本委員

やはり、大震災で津波が来ると、今までの地震防災計画にプラス津波が加わったというような感じで、私のところへの問い合わせもどこに逃げるということばかりなんです。やはり、災害に対して、まずは災害が起こったときに生きている、助かるということが第一前提で、それから避難所、あとは助かった方の命の支援になる。助かるということについて、この前津波の予測が出ましたんで、まず逃げる、まず助かるということについて、県民の皆さんにお示しするのが、今の大体のスケジュールで、今後こなしていかなければいけないことというのがわかりましたけれども、それができ上がるのはいつですか、いつくらいを想定してますか。

楠本南海地震防災課長

国によりまして確認を行うということで、国のデータの outf もあるんですが、県としましては、速やかに国のデータも取り入れまして、市町村に対してお示しをしたいということで、これはいつまでというのは今はっきりは申し上げにくいんですが、来年度なるべく早くそういった作業を行おうと考えております。

岸本委員

国のデータが出てからという話ですけども、せっかく県でつくったデータがあるじゃないですか、これに基づいて先行して作業進めるとかその辺の考え方はどうですか。

楠本南海地震防災課長

国から出るのがまだ遅いので、県としましては、速やかに暫定でお示しして、これに対しまして 12 月に市町村も回らせていただきまして、1 月にも御説明しまして、それから住民の方に直接私ども出向いて説明ということで、遅くならないように県の暫定浸水高を目標参考としまして、早期に避難所の見直しでありますとか、そういうことに活用していただきたいということで。こういったことは市町村におかれましては、県の浸水高を参考にして、一刻も早く着手していただきたいということで、お示しております。2 月に先議いただきましたのも、標高データでありますとか、そういったものも必要になってくるので、いつ起こるかかわからないということで、県としても早期に進めていくという姿勢で進めております。

岸本委員

津波、東日本大震災が起こって 1 年、南海地震対策を楠本さんのところが中心になって市町村と連携を取

りながら進めていただいているというのはわかるんですが、連携をこれだけ、今も話に出ました1月、3月それから出向いていってという話をしながらも、まとまらないと。これは連携の仕方について再度見直しの必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

連携につきましては、既に昨年度も5月、6月に県のほうが検討を行います検討委員会の報告の状況でありますとか、そういったものも夏に会議もいたしましたし、6月補正の予算の説明も行ってありますし、市町村会のほうもお時間いただいて説明に参りましたし、その都度やっております。これは地震ばかりではなく風水害これも重要でございますので、台風の後、反省等意見交換ということで市町村と緊密に連携をしてやっております。県の予算につきましても、避難道の見直しでありますとかそういう要望もいただいております。

市町村によって動きの差というものもございますが、そういったことをなるべく連携して。それから今御質問にありましたように、マンパワーが厳しいところ等もお聞きしておりますので、そういった場合は県のほうでいろんな分野にまたがりますので、南海地震が窓口となりまして、市町村のほうのそういったバックアップということで、今後も進めていきたいと考えております。

岸本委員

市町村によりまして温度差があるということとはよくわかります。それから、私が住んでおります徳島市のほうから発信が聞こえてくるということがないので、なかなか連携ができてないのかなというふうに感じたのでこの質問をさせていただきました。

ちょっと角度を変えますけれども、きょう徳島新聞さんに避難所の記事が出てました。市長選と絡めまして避難所の記事が出てまして、その中で、渭東地区、沖洲、川内も入るんでしょうけども、しらさぎ大橋を避難所として使う案ですか、それとも使うということが出てましたけれども、これについて徳島市から要望がありましたか。

百々道路整備課長

ただいま、阿波しらさぎ大橋を避難所として活用することについて徳島市から要望があったかということでございますが、徳島市から使いたいというような協議はございました。

岸本委員

そうしますと、そこを避難所にするということは緊急道路と、そのときに車は通すんですか。これはどこの部局になりますか。

百々道路整備課長

ここは緊急輸送道路として活用されます。

それで、幅 3.5 メートルの歩道がございますので、歩道部分に避難できる、一時避難所として使えるというお話はさせていただいております。

岸本委員

歩道部分に何人が避難できるんでしょうか、どの町の人がそこに避難できるんでしょうか。

百々道路整備課長

その時点で具体的にどのくらいが避難できるかというお話はしておりまして、地区としてはやはり川内側、住吉側というお話になると思いますが、歩道部分がかなりの面積ございますので、人数的に確保できるというお話はさせていただいております。

岸本委員

例えばそこを避難所とするということになりますと、沖洲であったり末広であったり、その辺の方が車で来ますが、もしくは歩いてのみに使ってくれという話で進めていっているんですか。

百々道路整備課長

緊急輸送道路として使いますので、基本的には歩道を利用してくださいということで、また今回の津波のときにも道路は渋滞したというようなお話もございますので、基本的には歩いて避難していただきたいという話はさせていただいております。

岸本委員

その時に警察のほうには交通整理であったり、誘導であったりそういう要望は来てますか。

寺田警察本部警備課長

そういった場合に警察のほうに誘導等してほしいということにつきましては、来るとすれば交通部門に来ると思うんですけども、現在私のところではそういったことはまだ聞いておりません。

岸本委員

近所の方、本当に近所の方が、さっと駆け上がる場合の避難所なのか、渭東地区、もしくは川内の東環状線よりまだ小松海岸よりの、そちらの方が避難するのか、それによって状況も変わってこよかなというふうに思います。

そんなことをお尋ねしたのは、午前中もございました耐震化のことで話があった場合に、学校は学校、住宅は住宅というそれぞれの縦割りセクションで答えになられるということで、やはりかなり広域災害になりますので、窓口をしっかりと決めて市町村とも連携をしないとまとまらない。

役割は、避難所であったり避難経路についてはもちろん市町村が主体となって活動しますので、市町村に任しておけばいいのでしょうけども、市町村によっては財政力も違うし、そこは県が把握をしていかないとけないし、どこそこ地区の人はどこまで逃げてくれと、どこそこ地区の人は車を使ってくれと、道はこうですよというくらいまでちょっと詰めておかないと、とてとても、そんな中に障害のある方が何軒あってその方々を救

うということになりますと、とてもとても話がまとまらないと思うんです。

ですから、今南海地震防災課を中心に、各市町村並びに県庁の中の横組織、連携をとってもらって進めてますが、この1年間でどれだけの成果が出てきたということについては、まず逃げるということについてまだまだ詰めなければいけない点が多いというふうに感じてます。1つの課には限界もありますし、いろんな分野で連携して県庁の中での連携、それから縦の市町村との連携ということもありますので、この計画を進める前に組織体、推進体を考えないと、なかなか何年たってもそれはだれそれがしてますということになると思います。いつ地震が来てもおかしくないの、早急にその辺を解消し、動ける組織にしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

楠本南海地震防災課長

組織というか、推進体制につきましては、庁内の体制で、私ども南海地震防災課が全体の地域防災計画、それから行動計画を所管しておりますので、取りまとめを行っております。

それと、各部局縦割りといいますかそれぞれの専門のところの力がないと、それから日常の業務との関連がございますので、南海地震防災課が1本ですべてそれぞれのところまで答えるのは難しいと思います。危機管理は、横をつないでいく役割とっております。

市町村に対しましてはまず南海地震防災課がお聞きして、それぞれ直接聞いたほうが早い場合もあるんですが、それぞれいろんなことを南海地震に聞いていただいたら、担当部局とつないだりそういうことをしますということで、1月の市町村の担当部会のときにもお伝えしております。市町村でそれぞれ進めていく上でいろいろなケースがございますので、これに対しましては、南海地震が積極的に窓口として連携して進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

組織のことですからプロジェクトチームでもなんでもいいんですけども、まとまったらそれで結構ですので、まとめてほしい。徳島県の沿海部に住んでいる人が東日本大震災クラスの地震が来たら自分はどう動くというのが見ればわかると、見てない人は別ですけども、見ればわかるというくらいまでは1本にまとめてほしい。しかも、震災が起こってもう一年過ぎてますので、一刻も早くいつまでということでもとめをしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

答えを求めず要望だけで終わっておきますけど、まず逃げると、どこに逃げるということ、逃げる最中にどんな障害があると、それはだれが当たるということまで詰めてほしいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

松崎委員

1つは今、岸本委員から話があったことと関係するんですが、県の震災対策推進条例(仮称)が示されて、その18番に災害時の要援護者からの情報提供というのがあります。

これは災害時要援護者は自主防災組織とか市町村等に支援を受ける際に必要なみずからの情報を提供す

るよう努めるものにする、ということを書いてあるんですが、この状況は現時点ではどんなでしょうか。各市町村の状況としては、この情報提供がスムーズにいつて把握されているのかどうか、おわかりになる範囲で。

大西地域福祉課長

災害時要援護者の支援策についての質問でございます。

今私どものほうで把握しておりますのが、まず各市町村において災害時要援護者のどういった方がどこにおいでるかということで、台帳整備と名簿の整理を今進めておりますが、この人数が2万8,219名の方が、これは去年の10月1日現在ですけれども登録をいただいております。

この登録については、要援護者御自身から手を挙げてもらって登録してもらうとか、市町村とか自主防災組織とかいろんな地域の方からお話をさせていただいてそれに同意していただく方式とか、あともう一つはいろんな情報を関係機関で情報共有する関係機関共有方式の3つの方式で今登録を進めているところです。

その情報共有につきましては、市町村のほうにおいて民生委員とか自主防災組織等、地域と共有するということが要援護者の迅速で安全な支援につながるということで、その取り組みも進めていただいておりますが、まだその中で個々には個別支援計画という一人一人の計画に基づいて市町村が取り組む準備を進めているという状況でございます。

松崎委員

2万8,000人程度ということで、去年の10月1日のようですけれども、これは要援護者の方でもいろんな種類といたらなんですけれども、あろうかと思うんですが、ざっと考えてどの程度の情報提供があったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

わからなかったらわからないでいいので。

大西地域福祉課長

2万8,219人の方ですけれども、市町村によって、例えば70歳以上の高齢者を対象にしますとか、身体障害者手帳の何級を持っている方とか、あるいは妊婦の方、外国人の方とかいろいろ対象を決めて、そこでその方にお声かけといいますか、登録をお願いしているということで、市町村によってその対象は違いますが、いずれにしても災害発生時にどなたかの支援が必要な方について市町村が判断し、登録を順次進めるという状況です。

以上です。

松崎委員

市町村なり地域でお互いに支援しなければならないというのは、それこそきずなの基本だろうと思うんですが、やっぱりこのところがしっかりされないと要援護者も救える命が救われないということになろうかと思うので、県としては全体把握をしながら、しっかりそれをフォローすると言いますか、仕組みを市町村とともに取り組みをいただきたいと思うんです。

それと、同じ条例の災害予防対策の中で、災害時要援護者の支援等ということで今ほども話ありましたけ

ども、私のほうに阿南市にあるNPOの方からいわゆる聾啞者の皆さんの海南町県南から阿南までの間の了解を得て、いわゆる聾啞者災害支援マップを作った資料をいただきました。これを見ると、なんという人がどこに住んでいる、そして聾啞者の場合は手話通訳が要りますから、手話通訳者がどこにおいで、そして手話ボランティアがどこにおいで、民生委員や防災士や自治会長がどこにおいで、主要な避難するための道がどこにあるという、一つ一つ地域ごとにそういうマップをみずからつくられているんです。そして、先ほどちょっと話がありましたが、いったん避難をしますが、仮設における聾啞者の方の対応、以前にもお聞きしましたけども、お話を聞くと、いわば健常者の方と一緒に仮設に入った場合に、いわゆるコミュニケーションストレスがあって、とてもじゃないけどといいますか、なかなか一緒に仮設では住めないような状態になって、結局は自宅に帰りたいとか、そんなことがあったり、仮設内でのトラブルがあったりということになるんですが。

この条例上、災害要援護者の支援の中で聾啞者への仮設対応というのはどのようにお考えでしょうか。

小森保健福祉部長

ただいま、松崎委員のほうから避難所における聾啞者の情報確保ということで御質問いただいたところであります。

この委員会におきましても昨年からそういうお話がございまして、今障害福祉課が中心になっておりますけれども、障害者の要支援マニュアルというものの改訂を行っております。

それから、わかりやすく研修にも使えるというふうな冊子も現在作成をしておるところでございますし、また聴覚障害者団体の御協力をいただきながらシンポジウムも開催したところでございます。

先ほど委員のほうから御紹介がありました阿南市におけるNPO法人が当事者団体の御協力を得て非常に具体的な個別計画、マップをつくられたという話についても承知しているところであります。委員から御紹介のありましたそういったものをそれぞれの地域で整備していく必要があると考えております。

そして、これもきのうの人権・少子・高齢化対策特別委員会のほうでも委員から御提言をいただいたところなんですが、情報の共有化を図るという観点から特に自主防災組織等の情報の共有化を図る御提案をいただいたところであります。非常に具体的な事業を積み重ねていく必要があると考えておりますので、特に視覚障害者、あるいは聴覚障害者の情報確保、コミュニケーション確保について、日常生活の中からどういうふうにしていくか、あるいはいざ発生のときに避難所での情報確保をどうしていくか、非常に具体的な内容について今年度マニュアルあるいは冊子の中で取りまとめまして、それについて県民あるいは当事者団体の御意見もいただきながら、より使えるものにしてまいりたいと考えております。

松崎委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

情報の共有というのがいざ発生の際に大変重要になってくると思ひますし、何か個人情報ということがねじ曲げられて、命にかかわる場合は情報公開の中でも除外するという特別ルールがあると思うんですけども、それが何もかも秘密だみたいな話もあったりするので、こと防災、命を守るという観点では地域でもそのことを共有し合って、災害時の要援護者の支援、さらには仮設住宅における対応などについても、万全を期すよ

うに今後とも取り組みをお願いしておきたいと思ます。

それからこの条例で、条例のページでいきますと、10 ページ、50 番ですけども、これも市町村との連携、先ほどお話し合ったことと関係するわけですけども、津波防災地域づくりの推進ということが 50 番目の項目になっておまして、これはまた条文化されるんだろうなと思ますんですけども。

そこで、1つは津波防災地域づくりに関する法律等が 12 月の末につくられたと聞いておるんですが、その法律のちょっとした概要を教えてくださいたいのと、それに続いて法律に基づいて県が津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域を速やかに指定するというふうに①のところに書かれています。これも津波災害警戒区域というのはどの程度というか、どういうところなのか、特別警戒区域はどういうものなのか、そして、今回の暫定値の問題もありますけれども、県は速やかに指定することですから、いつくらいをめどに県としては指定する考え方で進められておるのかお聞きしたいと思ます。

河野危機管理部次長

2点御質問いただきました。

まず、津波防災地域づくりに関する件でございます。委員御指摘のとおり昨年の 12 月 14 日津波に特化した法律が制定されたところでございます。

この法律につきましては、津波による災害から国民の生命身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成でありますとか、推進計画の区域におけます所要の措置、それと委員のおっしゃられました津波災害警戒区域におけます津波避難体制の整備並びに特別警戒区域におけます一定の開発行為でありますとか、建築物の建築等の制限について定められたものでございます。東日本大震災によりまして甚大な被害を受けました地域への復興に当たって、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進することが1つでございます。もう1点は、我が県でも将来起こり得る津波災害の防止、また軽減のために全国で活用可能な制度として創設をされたものでございます。

施行につきましては、ほとんどの条文が昨年度の 12 月 27 日に施行されてございますが、その中で先ほど委員のおっしゃられました津波災害特別警戒区域につきましては、その制定から6カ月以内に施行という、罰則についても同じく6カ月以内ということが規定されてございます。

それと津波災害警戒区域につきましては、浸水エリアがなるのかなというふうな判断をしておりますけども、国からのしっかりと説明というか指示というか規定もございません。それで、東日本の大震災で被災の状況、津波の浸水高による家屋とか建物の被害、例えば今言われておりますのが津波浸水高2メートルを超えますと大きな被害が出たとかそういうところまではわかってございますが、津波災害特別警戒区域につきましても、国からは一定の数値的な基準というものは現在示されていないという状況でございます。

以上です。

松崎委員

そしたら、6カ月以内にこういった区域を県としては指定しなければならんということからすると、6月というふうに読んでいいわけですね。

河野危機管理部次長

今、6カ月をもって施行をするということでございますので、そのあたりまでに何らかの国の動き等もあるのかなと思いますし、我々も東日本大震災の被災の状況等をしっかりと情報収集しながら決めていかなければいけない、速やかに決めていかなければいけない、国の状況も注視しながらということになるかと思ひますけど。

松崎委員

県はそういう対応をしなければならないと書かれていて、2項目、3項目は市町村の役割が書かれていると思うんですが。その中で市町村は、地域づくりに関する推進計画、それから72条2項第2号に基づく条例制定に努めるものというふうに書かれているんですけども、こういうふうに出されてもその中身が全くわからないんですが、少し説明いただきたいと思ひます。どういふ条例なのかですね。

河野危機管理部次長

市町村が行う分で推進計画というのがうたわれてございます。これにつきましては、津波防災地域づくりを総合的に推進するというので、市町村が作成する計画、津波災害に強い街づくりを目指すための施策を構築するというのでございまして、さまざまな自治体が行うハード対策でありますとか、ソフト対策のための施策を総合的に組み合わせるといふ、それも地域の実情に合った形を描くということございまして、その必要な事項としましては、まずは推進計画の区域を設定するのが第一番でございます。

その後、土地の利用規制、警戒避難体制の整備等ございまして、いろんなハード整備等もございまして。それで、そのあたりが推進計画をつくった中でどういふ形を進めていくかということになるかと思ひます。

それともう一点の特別警戒区域ですか、73条に基づく条例の制定に努めるものとするものにつきましては、先ほど御説明しました特別警戒区域というのがございまして、その中でなお浸水高が高く県民の皆様には危険を及ぼす、特に危険な状態のところについては市町村が条例で定めて、なお土地の利用規制であるとか、住宅の規制であるとかをかけることができるという規定になっております。

以上です。

松崎委員

そうすると、市町村は本当に生命の危険がある地域を条例に定めるという作業をするということで、大変重い役割を持つということと思うんですが、そんな中で4番目の中に、県はそれをうまく進めるためにガイドラインを作成するんだと、さらには必要な情報の提供や助言をするんだというふうに書かれてますが、市町村がこういったことを制定するために、県がガイドラインを作成するということになるんですか、県はこの作業はどのような見込みで進められるんでしょうか。

河野危機管理部次長

ガイドラインにつきましては、このできました津波防災地域づくりに関する法律というものを、まずは市町村、沿岸9市町の担当者の方に御説明をさせていただきたいと考えてございます。

我々も先週国から説明を受けたところで、まだ説明ができておりませんが、そのあたりも踏まえまして、まずは沿岸市町の方にこういう法律が制定できましたよと、施行もこういうことで一部施行され6月にはすべてのものが施行されますということで説明した中で、市町村としてはこの推進計画が、計画をつくる規定でございますけれども、それは県民の安全を守るためですからつくってほしいということで、強くお願いもするし、いろんな支援をしていきたくというあらわれが、このガイドラインという表現になってきてるんだなということで、これから進めていきたいというふうに考えてございます。

松崎委員

これから進めるということなのですが、そうすると⑤のところでは県は移転可能な地域を定める場合は、移転が円滑に進むように土地利用規制等の緩和について配慮するものとするとか書かれておりまして、いわゆる土地の利用規制の項目が、津波防災の関係でここに入ってくるんだと思うんです。

この場合の緩和策というのは、例えば都市計画法があったり、建築基準法があったりするわけですが、この防災のいわば条例とはどんなような関係になるのかというのがよくわからないんですけれども。以前委員会でも申し上げたように、例えば建物規制というのは建築基準法の附則で地域指定してやることもできるんじゃないかということも。12月の地域づくりに関する法律ができる段階ではそう思って質問したことがあるんです。この国の地域づくりに関する法律と、都市計画法、建築基準法さらには県がつくる防災の条例との関係で、だんだんややこしくなってしまうんですけれども、私のほうもわかりにくいんですが、わかりやすく説明いただけないですか。

大貝県土整備部次長

ただいま、今回の地震津波法とあるいは県がつくっている条例と都市計画法と建築基準法それぞれの関係ということでございました。

確かに、危機管理部次長からもお話がありましたように、法律の説明があったのが実は先週我々もちょっと聞いたばかりで、まだ私の中でも十分整合性をとりそしやくできてるかどうかちょっと疑問なんですけれども。

まず、今回の新しくできた法律は地震津波ということに特化してその土地利用規制を図っていくということになっております。それで、体系としては先ほどありましたように、まずは津波災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと言われるやつで、浸水のおそれがあって避難体制を整備する土地を県が指定することになります。もっと危険な所はオレンジゾーンということで、これは社会福祉施設とか病院とかそういった社会的弱者が利用するような施設については、オレンジゾーンの中にはある程度条件を満たさないと建物を制限してしまう、つくらさないという流れがあります。

さらに、先ほど言いましたように、その中でも特に市町村がここは重要な問題のある地域だということについては条例を制定して、レッドゾーンと我々呼んでおりますけれども、そこについてはオレンジゾーンで規制した以外の例えば住宅でありますとか、学校にしても高等学校も含むとか、幼稚園も小学校も含むとかいった、そういうふうにさらにその規制を強化していくと、そういう流れで新しい法律というのはできております。

一方、都市計画法については、この法案の中で、都市計画というのはその地域の街づくりの総合的なもの

ですから、今回の法律とは当然整合性をとってそれぞれの地域において都市計画というものを見直すといえますか、整合性をとったような形で整備することということが法律の中に述べられております。

一方、建築基準法、これにつきましては、建築基準法の 39 条というものがございまして、これは地方公共団体は条例で津波等の危険の著しい区域を災害危険区域として指定できるという法律がございまして、これを受けて県の条例ではその急傾斜地とか地滑り、崖崩れと県が指定した危険の著しい区域というものに関しては、住宅も基本的に建てないという制限がかかるというふうになっております。

従いまして今回いわゆる地震、津波に関してどういう規制をかけていくのかというのは今回できた新しい津波防災地域づくり法これを中心に運用して行って、市町村と十分話をして規制をかけていくという進め方になるかと思います。

ただその場合建築基準法をどう考えるかということにつきましては、また国と協議というか、質問してみないとはっきりしたことは言えないんですが、こちらはいったん指定してしまうと家も何もかもが建築できなくなってしまう、津波地震地域づくり法のほうはいろんな工夫をすることによって、その地域でも家屋とかは建つ、条件を工夫すれば建設もできるということで、若干厳しさが違うのかなというふうにも考えておりますけれども、ちょっとこれにつきましてはお時間をいただいて私のほうも国と今後十分協議を進め、もう少し市町村に対してはわかりやすい説明ができるように努力していきたいと思っております。

松崎委員

ぜひお願いをしたいんです。この 50 というのは今回の東日本の震災を受けて津波防災に対応する地域づくりを進めるんだと、そのための法律を総動員して、それこそ守るべき命を守って行こうという趣旨なんだろうと思っております。

ただお話があったように建築基準法 39 条と地域づくりの推進とがまだしっくりいかないなというところがありますので、ぜひ研究、検討いただいて、わかりやすい条例なのかわかりませんが、二重の基準だみたいな感じになって混乱しないような配慮が必要なのかなと思います。

そういう意味では同じ 11 ページに 52 ということで活断層に対する土地利用の適正化等ということが書かれておりますし、6ページの 32 の事業者の役割のところにも、活断層に関する土地利用については活断層地域を指定して公表する、それからずっと下がっていくと、必要な措置を指導し監督し命ずることができるということまで、1から8までありまして物すごくわかりやすいですね。

これ並みのといいますか、ここまでいかないのかもしれませんが、これ並みの津波防災の地域づくりも、はっきりさせたほうがいいんじゃないかなという思いだけはあありますが、どうでしょうか。

大貝県土整備部次長

ただいま、委員から御指摘を受けた点でございますが、この条例につきましては地域防災地域づくり法を受けて、その津波防災地域に関しての土地規制っていうのはあくまでもその法律があって、その法律を補完するような立場で県の姿勢を示したのがこの条例でございまして、重複するような規定は全部省いておりますので、逆に言うと、これだけ見ても理解しがたいものになっているんじゃないかという御指摘はまあそのようなかなとも思っております。

一方活断層に関しては親法がないものですから、逆に言えば県がこういう姿勢でこういう流れで規制をかけていきます、あるいはその逆に移転誘導していきまうというのをきちっと書けますのである程度理解しやすいふうになっているのかなと考えております。

今の委員の御指摘にもございましたように、これから県民の皆様、あるいは市町村にちゃんと説明していく上では、法律と条例と運用規則みたいないろんなものが重なってまいりますので、それはちょっとわかりやすく整理した形でお示しするような努力をしていきたいなと考えております。

松崎委員

ぜひお願いをしておきたいと思いますが。

地域づくりにかかってイエローゾーンとオレンジゾーンは県が指定する、そしていわゆる一番危ないレッドゾーンは市町村が決めるということで、市町村の役割責任というのを大変問われる話になると思いますので、今後つくられるガイドラインなども通してしっかり市町村との連携も含めた中で、どういふうに震災から命を守るかという視点で、その地域づくりについての推進をお願いをしておきたいと思います。

後もいっぱいありますので省略したいんですが、あと1点だけお聞きしておきたいんですが、これは、資料が行動計画ですか、行動計画でどこかで説明受けたのかもしれませんが、県庁の消防応援隊(仮称)の創設というのがありまして、南海地震防災課が担当すると、いわゆる平成24年度に創設活動するということなんですが、行政にかかわっている、例えば県庁に來られているのは徳島市内だけじゃなしにかなり広範囲から勤務されてますよね。この書き方からすると、平常時は近隣の自主防災組織と連携を図るということも含めて役割が書かれていますので、徳島市に在住する人がここの応援隊に含まれていくイメージなのか、他市に住んでいる要するに県庁の本庁に勤めている人はみんな入るのかということとか、よく言われるのは県の職員の皆さんが地域の自主防災組織にどの程度加入されて、家庭では入られてるかもしれませんが、どういふう役割を果たしているのかとか、そんなことも言われると思いますので、そこらのイメージをちょっと教えていただきたいと思ひますし、この応援隊の人たちは災害対策本部が設置された場合はどんなことになっていくのかなという疑問などもございます。

最後に、この計画を見ていくと、例えば三連動地震対策推進パートナーは500人目標ですとか、防災教育パートナーは350人とか防災教育推進モデル校は24校ですとか、高校の防災クラブは20校とかいふ数値目標まできちんと定められておるんですが、そういう数値目標みたいなことをどの程度の規模を想定されて、この県庁消防応援隊といふのは活動されるのかなということをお聞きしたい。

楠本南海地震防災課長

このイメージでございますが、確かに、県庁におきましては、県庁内、自主企業内のそういった防火の組織がございます。

これは県庁でそういう被災が起こった場合に誘導するという役割がございます。これを特に近隣までの初期消火とかできる活動をして、地域への活動にも広げたいということでございます。

実際に三連動大規模起こった場合につきましては、当然近隣で救出を求めめる方がおれば、当然そういった救出とか、まず初期に当たるようにしております。

それと、災害対策本部が設置された場合です。まず県庁から帰れば地域でそういった活動、初動を県の職員として積極的にしてもらいたいと、それから職場で起こった場合には当然中の活動をきっちり行うのと、まずは特に県庁へ駆けつけるといった義務はございますが、近くで住民の方が救出を求めておれば救出に当たり、その後県庁に駆けつけると、ただ私とかそういった職員によっては役割も変わってきますが、まず住民の命を守ることを第一の責務として行動しようということで、この今の応援隊というのは、そういった県庁内の今の組織等を活用しまして、県庁内だけでなく、消火器もございまして、そういった物も活用して近隣にできる防火活動、防災活動を広げたいということで、これはまだ検討していく事項と考えております。

松崎委員

県庁がここが、いざ鎌倉のときは本当に災害対策の拠点になるということになってまいりますので、県庁の皆さんの自主防災組織創設なり日常覚悟というのは大変注目されるし、大事なことだろうと思いますので、しっかり取り組みを進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

最後に1点だけです。これは18ページの再計画の中で、県産木材を利用した耐震シェルターの普及、推進ということが書かれております。

平成23年に徳大と一緒にこれがつくられたということで第1号の設置などもニュースでも出ておりますけれども、県としても市町村や関係団体としっかり連携して、県産木材を利用したということがミソだろうと思いますし、耐震で守るべき命を守るということが午前中ありましたけれども、耐震診断をしても耐震工事に至らない場合に、いろんな予算との関係などもあります。こういうシェルターの中で安心して生活できると、こういう場所もつくっていくのは大事なことはないかと思っておりますので、その普及、推進を要望しておきたいと思っております。

以上です。

庄野委員

まずは、今自主防災組織の話が出てたんですけれども、先日2月の26日だったと思うんですが、八万地域で自主防災の組織の方々を集めて徳島県と徳島市の防災津波説明会みたいなものが開かれたということで、私も八万団地の自治会長さんにその様子をお聞きして、大勢来ておって非常にいい話だったということをお聞きしました。まず初めにこういう説明会的なものを市町村と協力してやってるんでしょうけども、何力所くらい今まででやられているか実績、それと今後の計画みたいなものがあればお伺いしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

寄り合い防災講座とかセンター事業とか年間何力所も物すごく多く回っています。私も土日、夜も回って、ほぼ休みなしで出かけて行ったり、各団体、この前も商店街とかいろいろ行きまして、呼ばれて出かけていき、市町村と一緒にする場合もありますが県のほうで出向きまして普及啓発ということで、各職員が、夜、南のほうにも呼ばれたらお伺いしてますし、それから南部県民局というようなことで、今年度もかなり頻繁にお伺いしてお時間いただきまして、一緒になって住民の方から御意見いただきながらやっています。ちょっと数字は今すぐに出ませんので。

庄野委員

御苦労様です。数字出ないということは大変な箇所数でやってるんだろうと思います。

そこで、提案なんですけど、八万団地の自治会長さんがおっしゃるには、我々は団地の自治会長だから聞くけれども、せっかく防災のことを啓発してくださっているのに、もう少し末端までというか、やっぱり小さい町内会組織まで普及させないかん。そのためにはぜひとも、少々予算は要るんですけども、要点をDVDにコンパクトにまとめて。各市町村によって少し種類は変えなければいけないと思うんですけども、基本的な逃げるとか、いろんなマップでありますとか、そういうふうなやつをDVDにして、これは徳島市版、これは阿南市版というんでちょっとつくられて。各町内会組織末端まで、希望される場所といいますか、多分皆さん見たいと思うんですけども、説明会には行けないという方がおいでますんで、ぜひそこらを検討されてみたらどうかと思うんですがいかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

済みません。先ほどの数字ですが行動計画で寄り合い防災講座は大体年間で200回目標にしております、今年度は1月末で353回、これにカウントされない部分も入ってます。もちろん呼ばれるのがうれしいといえますか、説明の機会を与えていただいておりますので。

ただ、おっしゃったように自主防の方も出られて地元の方に説明するというところでビデオを撮られて持って帰られたりされてます。

私どものほうも、人材育成センターということで来年度の予算でお願いしておりますが、私どももやはり御要望すべてにはなかなか人員の勘定があるので難しいんですが、やっぱりDVD化して貸し出しするとか、それからケーブルテレビで見られるとか、どこでも学べるとか、そういったことを来年度予算でお願いしてるんですが、徐々にそういうライブラリー的な資料を充実してまいりたいと考えております。

庄野委員

いつごろまでにできるんですか、来年度というかできたら早いほうがいいと思うんですけども。DVDにしたり、今おっしゃったように例えば県庁のホームページに、防災講座はここをクリックしたら見えますよとかいうふうなことを早急にしたいほうがいいと思うんです。DVDとか、そういうアップについては時期的にはどのくらい、これは新年度予算がついてたんですかね。いつくらいまでにやられますか。早いほうがいいと思うんです。

楠本南海地震防災課長

現在、防災センターのところでいろんな情報というのはポータルで出して、南海地震の体験者の方のお話も情報提供させていただいておりますが、そういった教育に使うということで、今東日本大震災のそういったことを生かしまして、来年度の予算で人材育成センターという中で予算要求させていただいておりますので、これは早急にDVDでありますとか、教材でありますとかそういったものの充実をなるべく早く取りかかって進めていきたいと考えております。

庄野委員

教材と言われましたけど、寄り合い防災講座のような内容を含んだDVDですね。会長さんが言ったのはそういうふうな講座に行くのはごく一部のひとだと、それをうまく言われたように、町内会の方々、自治会の方々隔々までの方に徹底をしていくためにはやっぱりそういうツールが要るだろうということなんで、そういう寄り合い防災講座の中身みたいなものを市とも協力しなければいけないだろうと思うんですけども、ぜひとも早急に今やられているということなんで、期待しておきたいと思います。

それと、先日テレビを見ておりましたら、和歌山県の多分幼稚園だったと思うんですけども、震源から非常に近い和歌山の一番南端、串本町だったと思いますが、その幼稚園児が月に何回くらい避難訓練してますかというクイズみたいな番組があって、答えは毎日やってるそうなんです。幼稚園ですから就学前の子供みんなが一生懸命毎朝防災訓練で裏山の高いところに逃げてるんです。そこは津波発生から到達まで7分ということだったんで、すぐにでもせないかんといいことで毎日訓練してて、訓練の結果体力もついて一石二鳥だというふうに園長先生もおっしゃってました。

後ほどちょっと申しますけども群馬大学の片田先生のお話なんか聞きますと、小さい子供の命を助けるということで、常日ごろから訓練をせず逃げると、小さい子供も「はい」と言ったらどこにいてもさっと走って逃げてまして。だからそういうことの取り入れというか、そういうことを本県でもやられたらどうかと思うんです。

全部はなかなか無理かもわかりませんが、例えば津波が本当に早い時期に来る可能性のある、県南部とか徳島県の東海岸部分そこらでできるところで。教育委員会、市の教育委員会、それから文部科学省の関係、保健福祉の関係なんかもあるかもわかりませんが、ひょっとしてもうやられてるかもわからないんですけども、毎日多分してないと思います。毎日が無理でも2日に一遍とか、一週間に一遍とかそういう応用っていうのはかなりできると思いますし、非常に重要な視点で、おまけに体力がつくと。今体力不足ということがよく言われておりますので、そういう発想で。小学校もそうだと思うんですけども、少し早く登校するように促して、小学校でもそういう訓練を日に日には無理かもわかりませんが、一年に一遍というんじゃないに、本当に危機感を持ってまず日ごろからそれをやるという、訓練の大切さという、おまけに体力がつくという、このことをぜひ実践していただきたいと思うんですが。

すぐ裏に山があるようなところばかりじゃなくて、町中にあたりして、逃げるのも日に日に言ったら難しいところもあるかもしれませんが、これを実践することによって実際にどこに逃げたらいいのか、どこにまず第1段階逃げたらいいのか、もう一つ、ここまで逃げて次は時間の余裕があったら、第2段階でどこまで逃げたらいいのかということも、やっぱり小さいうちから想定をしていくことが重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

林体育健康課長

委員御指摘のように、本当に子供の命を守るためには、まずは逃げる、そして逃げ切るということが大切になってくると思っております。

そのために実践的な態度でありますとか、行動力を養っていくためには何よりもやはり避難訓練が大切で

あると考えております。

避難訓練は繰り返し実施をして自分の体に身につけていくということが大切ですし、特に小さい子供さんほど繰り返し行っていくと、そして体で覚えていくということが大切であると思っております。

徳島県でも県南のほうでは津波到達時間が短い学校がございます。その学校におきましては避難場所を裏山とかに想定をいたしまして、そこまでどれくらい時間がかかるかということのを計測しながら、なるべく早く時間短縮ができるようにという訓練を行っている学校もございますし、また地震津波がいつ来るかということもわかりませんので、避難訓練の中に授業中だけでなく、清掃中でありませうとか、休憩時間中ということ、いろんな時間帯、それから場所を想定して避難訓練をしている学校もございます。

毎日避難訓練をしているという学校はございません。月1回実施をしているという学校が今のところは一番多いという現状でございます。

教育委員会といたしましても、今後そういう事例等を市町村の教育委員会を通じたり、各学校のほうにも御紹介をしながら、各学校でいろんな地域の実態とか、それから学校の実態に応じまして避難訓練を実施していただきますように促していく等、特に指導してまいりたいと考えております。

庄野委員

わかりました。非常に避難訓練というのが本当に重要なんだと、前からも言っていましたけれども、やっぱりそこの引き続いての取り組み、市町村との連携も含めてお願いしていきたいと思っております。

それと、片田先生のことをちょっと言ったんですけども、私も実は1月の25日に行われました徳島県の防災講演会ということで、教育研修センターであったのに行って、いろいろ講演を聞いてみました。

片田先生は群馬大学の大学院工学研究科の先生で、教育の中に防災教育、まず逃げるという視点を教えられて、石巻のいわばその当時学校の管理下にあった生徒さんは全員助かったということで、非常に参考になりました。

その先生が言われておったのはいろいろあるんですけども、私もえっと思ったのはハザードマップというのがありますが、ハザードマップで例えばこれだったら津波の浸水地図みたいなものもありますけれども、非常に多くの方が亡くなった石巻のどの場所で亡くなったかということのを調べたらいいんです。そしたら、ハザードマップの白いところ、いわば今まで津波の想定されなかったところと来る想定のところとの境界部分の白いところで、随分多くの方が亡くなっていた。白だからよかった大丈夫だというふうになってしまう傾向があるんです。

ですから、ハザードマップの1つの事例として、これを信じ込みすぎて白いところだから逃げなくてもいいというんじやなしに、どういふ津波が来るかわからないということは自分自身で思いながら、そういうマップや浸水地図の利用も今後やっていただきたいと思うのが1点と、後でコメントをちょっといただけたらありがたいんですけども。

あと避難をするときの避難所が地域に各種ありますけれども、第1段階から第4段階くらいまでに、まず自分なりに早く行ける、今いるところよりましだという逃げれるところが第1段階、そこまで逃げて次に時間があつたら第2段階のところまで逃げると、第2段階まで逃げて時間があつたら第3段階のもうちょっと安全なところまで逃げると、ここでも時間があつたら第4段階の一番安全なところまで逃げると。そういう逃げ方の設定

を行ったほうがよいと。これは石巻の小学生、中学生とかが、何力所かずっと逃げられたそうですけれども。これは管理部長さんも講習会に来られてましたし、皆さんも随分来られてましたから、もう私が言うまでもありませんけれども、各種避難所があるんですけれども、ここまで来たら次はここというふうな視点も住民の方々に啓発するような作業というか、そういうこともやられたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

楠本南海地震防災課長

群馬大学の片田教授は、以前から徳島へもよく来ていただいております。

私もお話ししまして、東北で釜石の奇跡と言われておりますが、先生は奇跡じゃなく、日ごろからのそういった教育が奇跡を生んだと。避難3原則、想定にとられるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという3原則、有名でございます。

私もお話しして、おっしゃるとおりハザードマップこれは生徒たちはよく理解しております。これがよく理解してない人にとっては、白のところは大丈夫だと逆にそれがあだとなる。私もちょっと宮城でもお聞きしたら、白のところの方は初めから津波は来ないという前提で、あれだけ情報が出ていても沿岸部のそういった情報をとらえてないということで、きっちり理解をいただかないと、逆にそういったマップで安心してしまうということは非常に危険であるということもお伺いしております。

片田先生は、防災に携わっておったのに東日本ではやっぱり大きな被害が出たと、西日本では絶対負けないということで、普及にお忙しい中でも徳島へもいろいろ御苦労して来ていただいているいろんなお話も伺っております。

それと、その中の最善を尽くせということで、釜石東中学校の生徒さんが先導して地域を巻き込みながら避難して、学校管理下の生徒全員が助かっているということで、それもここまで行ったら大丈夫だろうじゃなく、もっと時間があって逃げられるということで、予定よりもっと先へということで最善を尽くして助かったと。ももとのところで安心していたらやはり津波が来たということで、できる限り最善を尽くして逃げるというように、やはり第1、第2段階といった避難所の確保というのをしていかなければならないと考えております。

これも、学校教育で特に先生方は忙しいので、授業の中で宿題を出すとか、算数の計算で津波が何キロで来ますよ家まで何メートルありますかというような、日ごろからそういったことを授業に取り入れたり、いろいろ工夫してされたということで、いかに教育が重要であるかということも教えていただいております。

そういった事例も参考にしまして、いわゆる命を救うということで、県としても関係機関、市町村、自主防の方等とも連携しながら進めていきたいと考えております。

庄野委員

また、片田先生は津波でんでんこ、というふうなことを言われておって、これはでんでんばらばらで逃げるというんじゃなく、学校で教育をした子供さんが家で、「僕は、私は、学校にいても地震が来たら必ず逃げるから、お父さん、お母さんは僕を探しに学校まで来ないでください。お父さん、お母さんが学校に来たら被災する。だから僕は逃げるから、お父さん、お母さんはすぐに逃げてください。」と。そしてみんなで助かるということが津波でんでんこだということを言われてて非常に感銘を受けたんです。

やっぱり子供さんに小さいときから津波は来るんだという教育をしておけば、言い古されていますが、その

子は10年後は大人になって、その子供たちがまた親になったときに、子供に教えると。だからやっぱり子供に、親に教えるといいますか、「お父さん、お母さんは津波、地震があってもまず自分で自分のことを考えて逃げてください」という、なかなかここまで言える子供はおらんかもわかりませんが。そういうふうなことで津波でんでんこということを言っていましたんで、非常に小さいころからの教育を続けることによって、その子供たちが大人になったときにその子供たち、おじいちゃんおばあちゃんも助けることになるんだということで、重要な視点だと感じました。

最後ですので、松崎さんの担当になるのかもしれませんが、本会議でも、市街化調整区域の場所に例えば工場なんかを移転したらどうかというような質問もあったかと思うんですけども。工場とかの場合は、まあまあ前向きに考えるというふうなことだったと記憶しているんですけども、それらはどういう状況になってますか。例えば、市街化調整区域に被災されたところの工場を誘致してくる場合の見解はどうでしたか。

松内耐震化戦略担当室長

津波被害が予想される地域から工場が市街化調整区域に移転する場合の扱いに関する質問でございます。

現在の市街化調整区域における規制ですが、用途が変わる場合には原則として用途変更が認められておりませんが、店舗から店舗、工場から工場と、類似の用途間においては用途変更が認められていると。ですから、沿岸部にある市街化区域の工場が安全な内陸部の市街化調整区域のそういった施設に用途変更して移っていくというのは認められていますけども。東日本大震災の甚大な津波被害の教訓から、それをさらに拡充すべきでないかというふうなお話がありまして、それを従来特例的に許可対象としてきました先端産業、医療、医薬品、LED、リチウムそういった用途の工場に変わる場合も、特例的に許可対象とするものに追加するというような検討を行っているところでございます。

庄野委員

それは、更地といいますか、例えば田んぼをつくっているようなところを埋めて、新たにそういったものを持つてくるような想定はされてないんですね。

松内耐震化戦略担当室長

済みません。説明不足だったんですけども、内陸部の既存の今使われなくなったような工場施設を利用する場合におきましては、類似の用途間の転用を拡充しようと。更地につきましては、先ほど言いました先端産業に該当する場合は更地の新築も認めていたんですけども、それをさらに拡充しまして、医薬品、LED、リチウム、イオン、電子製造業、こういったもの、それに環境エネルギー関連、健康関連、そういったものを拡充していこうということでございまして、更地における建築規制を緩和する方向で検討しているところでございます。

庄野委員

そしたら、実は川内町も市街化調整区域が結構広いんですが、そこの住民の方が避難ビルを建てたいと。

周りの人が急なときのためにも、自分の田んぼに避難ビルを建てたいけれども、そんなことを考えていったらどうかということを受けて。前にもちょっと控え室で聞いたこともあるんですけど、なかなか難しいように思うんですけど。

その彼が言うには、ただビルだけを建てるというのもあれなんで、例えばマンションみたいな形式で賃貸でも建てれば、その上を避難目的もかなりあるような形のビルを造っておけば、住民の方も喜ぶし。前にもちょっと聞いたんですが、これを認めたら次これをとる可能性もあって非常に難しいと思うんですけども、そのときの見解はどうですか。

松内耐震化戦略担当室長

例示がありました川内町といったような高い建物がない地域におきまして、そういった避難機能を有する建物が建つ場合に認められないかと、そういった質問かと思えます。

以前にも相談していただいた際に、基本的な考えを説明させていただいたんですけども、やっぱり厳しい建築制限をかけています市街化調整区域内の話ですので、ほかとのバランスもございます。集合住宅の屋上を避難機能に供するという話が現実にとどのくらいあるのかという問題もございまして、公共施設にそういった避難施設、避難機能を持たすということは事例としては多いと思うんですけども、新規建設の民間施設にそういった機能を持たすことが果たしてどれだけあるのかという問題もありますことから。

ただ一方では、逃げる場所がないという所におきましては、話としては非常にいい話ですので、関係市町村ともそういった話があった場合に今後どう対応していくかということを相談してまいりたい。特に徳島市内におきましては、そういった開発許可行政は徳島市が行っておりますので、関係する徳島市とも、そういった話があるけれどもどういうふうにか考えるかと、周りとの整合といいますか、他の辛抱しておられる方との関係とかそういったものを整理した上で、必要に応じて検討を進めてまいりたいと考えてます。

以上です。

庄野委員

あと、マンションというのでなく、もし逃げるためだけの津波タワーをつくるという場合はどうなんですか。

松内耐震化戦略担当室長

市街化調整区域にそういった津波避難タワーができた事例がないため、手続上の細かなことははっきりとは調べておりませんが、市町村が設置し、条例等で管理する施設については、従前は開発許可の適用除外ということで認められておりました。それ以外についても、開発審査会に付議して認められるようなものについては設置が可能なので、そういった公共性が高い防災上必要な施設については、話があった場合は設置できる方向で検討可能と考えております。

以上です。

笠井委員

今回出されました暫定津波浸水予想図について、何点かお聞きしたいと思います。

その前に、八万のコミュニティセンターの防災の講演会があったんですけども、実は私これに出席しておりました。南海地震防災課の岡村副課長と徳島市の大西危機管理監2人に講演いただきました。私帰るときに、満員の住民の方たちからええ講演会だったというお褒めの声を聞きながら帰ってきたんで、せっかく私行ってましたので、庄野先生がこういう話を出しましたので、御披露しておきたいなと思ひまして、名前を言わせていただきました。

今回、津波予想図が非常に細かいところで想定されております。私の川内地区を見ますと、田んぼ一枚一枚全部何メートル来ると細かい予想が想定されておるんですけど、これはどういふことをたたき台にして作成されたのか、まずお聞きしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

津波浸水高、浸水マップの作成でございますが、まず震源が壊れて津波が発生して、どう津波が入ってくるかということで、それと地形図に関しましては15年度の作成で大体20メートルメッシュの地形図、そこへ地盤高ですとか、地盤沈下が起こるということで地盤沈下も考慮に入れて、川とかそういった津波の動きということで作成しております。

笠井委員

実は、川内、松茂が完全に水没するという記事が載りまして、非常に地元の住民達も心配しているわけなんです。これでもかなり詳しくわかるんですけども、例えば町民が自分の家はいけるのかどうかというのを調べる、例えばインターネットでもっと詳しいものを見るということではできるんですか。

楠本南海地震防災課長

今回は、急いで対策や避難の見直しをしていただくために、15年度の地形データ等そういったもので暫定で作成しておりますので、現在もっと細かいメッシュで最新の地形データを集めております。見方について、色などももう少し分かりやすく見えるようにという御要望をいただいており、来年度予算をお願いしております。国を受けまして県で新たに出す分につきましては、住民の方が見て分かりやすい予測図、市町の御協力をいただいてハザードマップ的な分かりやすい形で努力したいと考えております。

笠井委員

ぜひ、住民が自分の家の水深を調べるのに、これじゃなくてもっと詳しく分かるような、インターネットを使って見えるような方法をぜひ早く検討していただきたいと思ひます。

それから、これを見ますと、徳島県北東部ですね、津田、沖洲、川内、松茂、里浦、具体的に入っているんですね。もうひとつのこれを見ますと、最大、あるいは基本モデルが入っているんですけども、見ていくと北の方へ行くほど津波高が高くなっている。これはどういふことで北へ行くほど高くなっているのか説明をお願いします。

楠本南海地震防災課長

私も専門でないのでうまく説明できるかどうかあれですが、津波が大きくなるには海底の水深や地形が影響します。特に、紀伊水道におきましては、水深 100 メートル以下ということで、水深が低くなると津波の速度が遅くなってちょうど波が重なったりする傾向がございます。紀伊水道全体がひとつの湾ということで、蒲生田と和歌山の日の岬、北側淡路までが湾と見なされますので、そこへ津波が入ってきますとゆっくりになって両側から圧縮されるような形になって奥の鳴門沿岸部のほうが高くなって、一見しますと近いほうが高いように思うんですが、蒲生田から北の場合はそういった構造上の地形と個々の地形によって変わってきたので、そういう結果になっております。

笠井委員

今説明いただいたとおりでと思うんですが、紀伊水道がひとつの大きな湾ということで、北のほうほど高くなるだろうと予測されてるんですね。そのとおり津田、沖洲というのは比較的津波高も低いと、里浦海岸が一番高いということなんですね。地形的にいきますと、全部遠浅地区の海岸沿いでそんなに変わらないんですが、湾の関係でなっているんだらうということなんですね。そうすれば、里浦、松茂、川内となる順番なんですが、川内地区だけがちょっと違い、順番からはずれている。なぜこういうことだったかという原因がわかりますか。

楠本南海地震防災課長

特に沿岸の地形にもよります。徳島県の場合は海岸の構造物が効かない形でしており、おっしゃったように全体に浅くなっている遠浅、河川がある場合とか、海岸の地形や高さ、そういった地形的、地理的な要因で高くなっているところもございます。

笠井委員

確かに自然ということもありますけれども、人工的な要因で川内が高くなっているということはありませんか。わからなければ、わからないと答えてくれればいいんですよ。

楠本南海地震防災課長

済みません。そのところはわかりかねます。

笠井委員

それではお聞きいたします。

海岸沿いに、海の中に離岸堤っていうのか、金平糖の様なやつを入れてありますが、あれは震災、波が来るのを防ぐ能力はあるんですか。何のために離岸堤をつくっているんですか。

元木港湾空港課長

離岸堤をなぜ設置しているかというお話でございますが、今までの徳島県の海岸線の防災につきまして

は、第二室戸台風ということで、台風の波浪についての対応を主に考えておりまして、波特に風波を減衰するためには有効な手段であるということで施工しております。

笠井委員

台風の波ということでつくってあると。津波の場合に、これが役に立つということは全然考えられませんか。

元木港湾空港課長

今回の東日本大震災でございますが、東北の海岸線につきましては約6割の施設が被災したということがございますが、それぞれの施設が津波を減衰するために有効な効果があったということで、まだ国交省のほうでもいろいろ検討を進められておりますが、海岸線の堤防の前に消波ブロックがあって、それが引き波を減衰したとか施設をもたせたとかということがございますので、それぞれの施設につきまして津波を減衰する効果があるものと考えております。今後の取り組みでございますが、超えるような津波が来た場合でも、粘り強い構造物という非常に大事な視点のもとに整備を進めてまいりたいと思っております。

笠井委員

確かに、波に対して効果があるから海の中にあえて離岸堤をつくっているんですね。あの海岸線を見ますと、里浦にも離岸堤がある、松茂海岸にも離岸堤がある、川内だけ離岸堤がないんですね。さっき私が人工的にと言った要素はそういうことなんですよ。川内だけ離岸堤がない。なんでかな。今聞いたら離岸堤は効果があると。

三連動、三連動と言いますね。最近では防災プラス減災、減災と言いますね。これがあるために、少しでも津波を小さくできることはあり得るんじゃないかと思うんです。

例えば、これは最大書いてあります。三連動が起きた時に、恐らく川内は4.7が来るだろう、沖の洲は3.7だろうという予測をしているんですけども、確かに三連動が同時に起きた場合は恐らくこういうふうな数字が出るんだろうと思うんですよ。例えば南海地震だけが小さく起きる場合もある、東南海・南海だけが起きる場合もある、最大値はこうだけれどももっと小さい地震が起きる場合もある。その時、1メートルの波が来る、2メートルの波が来るという時に、1メートルの波でも弱い堤防が壊れるというのではやっぱり困るんです。想定外の5メートルも、7メートルも波が来た時には逃げないとうしようもないんですけども、1メートルの波くらいなら、台風の時にもそのくらいの水かさ上がるが、その時に堤防が壊れるのでは非常に困ることになる。ですから、最近減災、減災といわれてますので、大きな台風とか、小さな津波に耐えられるだけの海岸線の改修をしていかなければいけないだろうなど。そういう中で見ていますと、川内に離岸堤がないんですね。離岸堤というのは、海の中ですけど県が直接できる工事なんですか。

秋月河川整備課長

離岸堤についての説明をつけ加えたいと思いますけど、風雨、波浪に対して非常に大きな効果を持つというのはそのとおりで、その上に浸食対策という役目があります。要するに、砂の流出を防ぐと。砂をつけることによりまして、海岸、堤防というのはもちろん強くなります。強くといいますか、波浪の影響を受けなくて、結

果的に波の打ち上げ高というのも少なくなります。ということで、離岸堤には、砂を流出させない、もしくは砂を定着させていくという役割があります。

御指摘の小松海岸なんですけども、私のかすかな記憶で大変申しわけないんですが、離岸堤は吉野川の河口部のほうにはあったような気がするんですけども。北にいくにつれて砂の堆積もありまして、今の状況は、小松海岸につきましては砂の堆積は非常によく、砂によって海岸堤防が守られているんじゃないかという状況にあると思います。

笠井委員

もう一度現場をよく見てもらって、地元の者が、里浦、松茂には離岸堤があるのに川内にはないと言っておられますので、ないところにはつくってもらえたらと思います。

それから、自主防災のほうで以前お願いしたんですけども、川内町で東環状大橋を利用した防災訓練をマラソンの日にすることになりました。車をとめてするんじゃなくて、開通するまでにやりたいということで日も決まりましたので、関係者の方はお願ひできたらなと思っております。ちょうどマラソンと重なるので非常に忙しいと思いますが、10時半に家を出て、どのくらい逃げられるかということで、全部アンケート調査もすることにしておりますので、時間のある方、特に関係のある方はお越しいただいて、橋の上を使った訓練を見届けていただけたらなと思います。

川端委員

先ほど、庄野委員のほうから釜石の奇跡について非常に詳しく質問をされましたが、私もこの講演会に出席しておりまして、片田先生の話に感銘を受けました。ぜひ防災委員会の中で、片田先生の活動を徳島県にも反映させたいという思いで帰ったわけです。すべて庄野先生から私の申し上げたいことはありましたので、もう一点だけ皆さんに対してお願いをしたいと思います。

片田先生というのは、平成16年から釜石のほうで指導を始められて、7年間であのような成果を上げられたわけです。この先生は、群馬大学の助教授をされていたのが平成9年で、教授になられたのが平成17年。16年から釜石のほうに通勤をして指導をされていたということです。

徳島でも、ぜひこういうふうな方を指導者として養成する必要があるんじゃないかと思いました。もちろん、教育委員会の皆様方には、こういうふうな視点でこれからも子供さんを指導するということはやっていただきたいんですが、それだけではなかなかこれだけ徹底した緊急時の行動につながるようなトレーニングはできないんじゃないかと思います。それで、この方のおっしゃっていたのは、子供さんに防災教育がなぜないのかと。これは先ほどの話にありましたが、10年たったら大人になる、その方がさらに10年たったらお子さんを産んで親御さんになる、ということで子供の時代から教育をすることが防災の文化をつくるという視点だったんです。そこで、教育委員会の先生方にももちろんこういうことを十分認識していただきたいんですが、防災センターにおいてこういうスペシャリストを養成する試みはどうかと思うんです。そして、津波が10分以内にやって来る地域と1時間もかかって来る地域では、当然文化も違っていいと思うんです。地域にかかわらず同じような文化が生まれるのもすばらしいことですが、やっぱりまずは県南部のほうからモデル的にこういった取り組みをやられてはどうか。そこで、防災センターがスペシャリストを養成して、その方が、片

田先生のように被災地になると思われる地域に定期的に行って、5年10年かけて子供たちを指導していくというのが現実的ではないかと思いますが、どのように思われるか御所見をお伺いしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

川端委員から御提案がありましたように、やはり子供さんに対してずっと教育していくことが非常に重要であると考えております。防災センターにおきましても、来年度は人材育成センターということで、リーダーの養成でありますとか、大学、特に先生を育てております鳴門教育大学によく協力していただいておりますので、そういった教育機関とも連携し、地域の学校とも連携して、徐々に防災教育を定着できるように頑張っていきたいと考えております。

川端委員

いろんな手法があると思いますが、現場の先生にこれを行っていただくとなりますと、教育委員会ですから当然配置転換もありますね。そういうこともありますから、スペシャリストが定期的にある年限行かれるという体制が必要でないかと思えます。ぜひ御検討していただきたいと要望しておきたいと思えます。

先ほど、これも既に質問がございましたが、このたびの震災対策推進条例、この中に土地利用規制も含む条文が盛り込まれるということではありますが、土地規制については、津波を受ける土地と、活断層でどすんとやられる土地と大きく2つに分かれるわけですね。先ほども津波のときの土地規制のあり方の議論がございましたが、私はきょうは活断層に絞ってお尋ねをします。

鳴門市は、ちょうど津波も来れば活断層も来るという、徳島県下では他にはない特性がありまして、活断層についても関心が高まっております。そこで、活断層をもう少し具体的に地域の方に知っていただく必要があると考えておりますが、条例をつくるということで、まずは活断層がどこにあるのか、どんなふうな分岐をしておるのかということが非常に重要ではないのかと思ひ、活断層に係る詳細な図面を公表すべきではないかと思ひますが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

条例の中で活断層を規制する場合、はっきりした位置をお示ししなければなりません。活断層に関する規制に関しましても、これまでも専門家の方をお招きしまして、活断層についての勉強会も開催しております。活断層については、位置がはっきりしているものと不明瞭なものもございます。現在の資料としましては、科学技術庁の交付金をもらいまして徳島県のほうで平成9年度から11年度にかけて徳島県中央構造線活断層図を作成しておると、国土地理院が調査編集したものがございますが、いずれも2万5,000分の1、1万分の1ということでわかりにくいことと、直近の情報に修正することが必要でありますので、新たに中央構造線の活断層図の作成に着手したところでございます。今後、専門家の御意見をいただき、庁内のワーキンググループといった関係部局と協議の上、活断層、区域図という形でお示したいと考えております。

川端委員

それでは、公開するとなれば、いつごろまでに公開する御予定ですか。

楠本南海地震防災課長

今着手しておりますので、専門家の方の直近の御意見等を聞き、来年度なるべく早く公開したいと考えております。

川端委員

今年度ももうそろそろ終わりに近づいておりますが、来年度の早い時期、5月、6月に大丈夫ですか。

楠本南海地震防災課長

基礎的なデータ等は前の調査したものがございまして、地図に電子化するかデータに落としますので、なるべく頑張って早くということで、時期については御理解いただきたいと思います。

川端委員

それでは、もうあと1点だけ端的に質問しますが、きょうの資料の中に、本県の災害医療体制整備についてというのがございます。私、きのう日本医師会で行われました「災害医療と医師会の役割」というシンポジウムに出席をまいりました。今、災害医療の現場では、DMATやJMATやいろんな救援体制をとって、被災地に送り込んでいます。世界医師会からもみえており、日本医師会に対し高い評価をいただいたんですが、「発生してある程度時間が経過するまでは救急の医療が必要となり、それについては十分できているだろう。しかし、その後発生してある程度時間が経過した時期から、また新たな救急の対応とは違った課題が出てくる」ということが大変印象深く残っておるんです。

まず、2点だけお聞きしたいんですが、DMATやJMATのように急性期に救援を行うチームは、地元の現場も抱えていますから、1週間、10日という単位で帰らなければならない。ですから、チームの引き継ぎの作業が非常に重要ではないか、十分できていないのではないか、こういうふうな指摘もあったわけです。いわゆる撤収をする、新たに参加する方との連絡をする、こういうふうな問題が1点であります。

それともう1つは、そういう急性期が終わり、直後の災害から、持続的な支えが必要な時点になったときに、いわゆる被災された方の人権等に配慮した、人道的な救援の仕方がまだきちっと決まってないのではないかと指摘がされておりました。

ですから、きょういただいたプリントには、本県の災害医療体制の整備ということで、災害医療コーディネーターという役割の方を配置して、医療支援を総括的に調整するというようなことになってます。救急に対応するDMATやJMATというグループ以外に、今どういう事が求められているかを適切に調べ、それを持ち帰って必要なことに対応していくというチームについては、ここではコーディネーターという言葉でうたってますけれども、どういうふうなことを考えられておりますか。

木下医療政策課長

災害医療体制についての川端委員からの御質問でございます。

三連動地震を初め大規模災害発生が懸念されるということで、東日本大震災における支援活動を通じて

把握したことについて対応するというので、本県で災害医療対策協議会を立ち上げて、いろいろ対策を
してまいったところでございます。

その中身については、本日の委員会の初めに小森部長から報告させていただきました本県の災害医療体
制整備についてということでございます。

それで、災害医療コーディネーターですけれども、東日本大震災で、徳島県は宮城県の石巻市にすぐチ
ームを派遣したわけですけれども、そこでコーディネーターがかなり機能していたということで、本県においても
コーディネーターを養成して確保したいというようなところでございます。

災害医療のコーディネーターにつきましては種類が2つございまして、1つは総括災害医療コーディネ
ーターということで、発災時に本庁の災害対策本部に医療政策班が置かれるわけなんです、ここに詰めてい
ただいて、後ほど御説明します県内の現地の災害対策医療コーディネーターの支援を行ったり、あるいは全
県下を対象として医療救護活動の調整を行う。例えば県外から来られた救護班の配置といいますが、そうい
うことも全県的に行うようなコーディネーターでございます。

もう一つが現地の災害医療コーディネーターということで、災害発生時に被災地内において、その圏域内
の医療救護活動の調整を行うという事で、今回本県で考えておりますのは、災害拠点病院の医師に委嘱す
るような形で考えております。

総括災害医療コーディネーターが3名、現地の災害医療コーディネーターは現在9つある災害拠点病院で
12名、合わせて15名という体制にしたいと考えております。

超急性期、発災直後から48時間ぐらいの対応は、先ほど川端委員がおっしゃるように、DMATが連携し
て医療救護活動をするんですけれども、DMATは超急性期の対応で解散といいますか、帰ってしまいます
ので、その後の対応をどうするかという事でございます。

それで、本県の災害医療コーディネーターの役割といたしましては、先ほど言いました超急性期の後、48
時間から7日目までを急性期の対応と位置づけ、8日目以降については中長期的な対応という事で区分し
て、コーディネーターの役割も決めているところでございます。

本県の場合、石巻市の救援につきましては、発災当日にDMAT第一班が出発し行ったわけなんですけど
も、活動としましてはおよそ4日間で帰ってきており、その後は3月16日から医療救護班ということで、医
師、看護師、薬剤師等のチームで救援をしてまいったところでございます。

そのときには、現地での活動は3日できるようにということで、引き継ぎも十分できるように時間をとり、行き
と帰りとの1日ずつの5日ごとで派遣したので、医療救護の仕方としましては有効に機能していたと思いま
す。中長期的な対応となりますと、このように医療救護班の形でするようになるのではないかと考えておりま
す。

川端委員

急性期の対応に当たる医療班のイメージというのは組織化されていますから、DMATとかJMATとかそ
れはわかりやすいんですが、必要な情報をとってくるグループはあまり組織化されていないものですから、こ
こではコーディネーターということでそういうことを組織化しようと考えておられるのかもしれませんが、どうもこの救
助の手を差し伸べるのはきちんとできてるけど、どこにどんなニーズがあるか情報をとってくるのが十分でな

いって意見だったんです。そのことについてどう思われますか。

木下医療政策課長

災害時のコーディネーターの役割としましては、ニーズをつかんでそれにどう対応していくかということが大事なことでございますので、今考えておりますのは、例えば被災地の災害拠点病院が地域の拠点になりますけれども、そこに入っている医療救護班については1日1回災害拠点病院に集まり情報交換をすることで、現地の情報をコーディネーターがつかむという対応の仕方を考えております。

川端委員

それではそういうことで、1つこの災害時の医療体制整備について、さらにしっかりと取り組んでいただきますよう要望して終わりたいと思います。

南委員長

少し休憩を入れます。(15時05分)

南委員長

再開いたします。(15時24分)

中山委員

私一番歳が若いので、質問を遠慮して一番最後にしようと思っていたら、ほとんど考えていた質問をほかの委員の方に言っていたので、重複しますが、言いたいことが2つほどありますので質問させていただきます。

まず、庄野委員の質問でもありましたように、樫本議員の代表質問で、沿岸地域の企業の工場の誘致を市街化調整区域のほうへ移したときの建築物の規制緩和に対する質問があったと思うんですけども。工場だけじゃなくて、私の小松島は、今回の津波暫定高を受けた浸水地域がほとんどの市街化区域になっております。

じゃあどこに建てるのといっても、安全なところが市街化調整区域になってしまうんです。これだけ人口減になって市の財政も悪化してきて、やっぱり人を寄せなくてはいけないとなったときに、果たして市街化調整区域に住宅を誘致することができるのかどうか、その辺の規制緩和をぜひ検討していただきたいと思うんですがどうでしょうか。

貞本県土整備部次長

中山委員のほうから東部都市計画区域内におけます市街化調整区域における住宅の開発の規制緩和についての御質問だったと思います。

このたび公表されました暫定の浸水予想図によりますと、かなり広範囲に及んでおり、特に市街化区域におきましても広範囲に及んでいるということで、今後浸水区域以外のところに適地を求めて移転する方がか

なり多いと思っております。住宅に関しましても、特に多いと思っております。

市街化をどんどん促進しております市街化区域におきましても、都市部におきましてはかなり浸水予想エリアが広いということで、全体的に浸水区域内では、なかなか市街化区域におきましても移転先と申しますか、適地が見つからず、区域外に移転するのにつきましてもなかなか適地が見つからないということもございます。

そのようなことを受けまして、委員からお話がありましたように、特に住宅につきまして市街化調整区域内での高台につきまして、やはり全体的な面積は適地というのは限られておりますが、市街化調整区域内の規制を緩和してでも移転するという事は、大変重要だと思っております。

ただ、特に調整区域内と申しますのはそもそも市街化を規制しようというところでございますので、ある程度市町村が中心になってでございますが、道路整備ができていなかったり、上水道、下水道から始まりましていろいろなインフラ整備ができていないこともございます。また、相当数の住宅移転が出てきました場合、調整区域内での対応ができるかということもございますが、何はともあれ一番大事な助かる命を助けるという観点からも、浸水予想区域から高台に移転するというのは大変重要なことと思っておりますので、市街化調整区域内での住宅の規制につきましても今後検討してまいりたいと思っております。

ただ、それにつきましても、学識経験者などからなります徳島県開発審査会で議論もしていただかなければならないこともございますので、いろいろな面を含めまして市街化調整区域内での住宅の規制緩和について検討してまいりたいと思っております。

中山委員

町を活性化させるためには人が集まる町にしなくてはいけないと思うんです。やっぱりここは住めないとかの町に行ってたのでは、その町っていうのは本当に限界集落化してしまうと思うんで、先ほどの岸本委員の話ではないですけど、ぜひとも市町村との連携をもっともっと密にさせていただいて、弾力的に御検討をお願いしたいと思います。

同じように助かる命を助けるとか、楠本南海地震防災課長十八番の避難道及び避難場所の整備ということをおっしゃっております。避難場所の確保っていうのは喫緊の課題だと思うんですが、避難場所に行けない地域、本当に避難困難地域っていうのがあると思うんです。笠井委員の地図を見せてもらうと、例えば松茂でいえば長原地区とか、うちの小松島で言えば和田島とか坂野地区、これは逃げようと思っても高い建物が見渡してもないんです。そのときにはじゃあどうするのか。これは市長さんのかもいだと思うんですけども、私先日の防災勉強会のときにも楠本南海地震防災課長のほうにもお願いしました。小松島市を出していいのかどうかかわからないんですけども、本当に市町村はかなり温度差があり、しかも出足が鈍いんですね。どこも避難困難地域っていうのがあると思いますが、避難場所が確保できないような避難困難地域もあると思うんです。そこに対して県は市町村にどのような指導ないし、連携をしていくのかっていうのを聞きたいと思います。

楠本南海地震防災課長

まさしく今回非常に浸水区域も広がっております。鳴門におきましてもかなり全面に、徳島市でも広がって

おります。その中で安全な避難場所の確保というのが大きな問題になっております。

しっかりしたビル等があればそこに協力いただいて避難ビルとして指定すると。どうしてもそういうところがないところは、県南に行けば山を整備するとか。ただ平地で高い場所もないというところでお話ししている市町では、人工物タワーですとか避難施設を整備、保護していきたいという話を聞いているところもございます。

そういったことで、県におきましては当初、6月でも予算をお願いしております津波から命を守る緊急総合対策事業ということで、避難道の整備でありますとか、避難タワー、避難施設、既存の公共施設を活用して外づけの階段をつけるとか、そういった避難のための施設、これを2分の1以内ということで補助し、限度額は500万円にしております。それと、国の交付金、それから23年度に防災減災ということで起債事業ができて、その充当率が100%で、交付税のほうで70%リターンがありますので基本的には3割で整備できるということで、大きなハード物についてはそういったものを活用したいという市町村も。それに関しても23年度の補正ということで枠がございますので、そういった意味もありまして、徳島県も浸水予想図を早めにお示しして検討していただき、そういったことで活用したいという市町村もお聞きしております。

確かに、市町によりまして動きに差はありますが、全9市町そういった避難路の着手などそういったものは全部取りかかっておるところでございます。

中山委員

けさの新聞に載っていた市町の記事に、100人規模の避難タワーの1基の平均的な建設費は2,000万円から3,000万円と書いてありました。

今、楠本南海地震防災課長から、2分の1、500万円上限と国の補助云々とおっしゃいましたけども、例えば1基、2,000万円かかるとしましょう。そのうち実際市が負担する金額っていうのはいくぐらいになりますでしょうか。

楠本南海地震防災課長

国のを利用すれば、その分の2分の1が国で、2,000万円であれば1,000万円は国の交付金を利用します。残りの1,000万円、2分の1以内が県で500万円ということで、市町のほうは500万円の負担ということになります。

中山委員

500万円程度というのか、500万円もというのかはそれぞれ価値観が違うと思いますけども、100人の命を、こういふこと言ったら語弊があるかもしれませんが、500万円で買えるのであれば、ぜひとも和田島町とか坂野町、長原とか、本当に周りに高い建物がないところに何とかお願いしたいなと思います。

その辺をもう一点、小松島市から例えば補助に対しての要請は来てるんでしょうか。

楠本南海地震防災課長

県の23年度の緊急事業に対しましては、小松島市でありましたら、一時避難場所の整備ということで、赤

石のほうですが階段整備である照明灯の設置を行うとか、一時避難場所のあいさい広場がございますね、そこへ防災倉庫を設置し、その中に発電機とかをそういった施設に設置したいというような御要望がきております。あと、避難の施設に関しましては小松島からはまだお話は聞いておりません。

中山委員

今の上限 500 万円というのは、例えば市単位で上限が 500 万円ということですか。

楠本南海地震防災課長

これは1基当たりといえますか、来年度の分もいろいろ聞いておりますが、市町村によりましたらこの補助を使うのか、負債でやるのかというのがございますので、そういったことで予算化してるのは1基建設で上限 500 万円ということで、今現在そういったことしております。

中山委員

そしたら、今小松島から要請が来ているあいさい広場とか一時避難所への助成とは全然別個に、上限 500 万円という予算はまだあるということでもいいんでしょうね。

本当に今できることをまずしなくちゃいけないと思うんですよ。だから、瓦れきの広域処分もいいです、それもしなくちゃいけないことだと思うんですが、やはり足元の危険をまず固めておいて、それから人の世話は初めてできるんじゃないかなと思うんです。

だから、まず自分の足元を固めないと、ほかのところまで手を出したんでは收拾がつかなくなると思うんで、出前防災講座とかいろんなことに尽力をされて本当に敬意を表したいと思いますけれども、もっともっと一生懸命、市町村に対してもっと強い立場でぜひとも言っていただいて、本当に助かる命を助けていただきたいと御要望いたします。

また、ことし1年新人で大変失礼なこともあったと思いますが、お世話になりました。ありがとうございました。

西沢副委員長

1年の締めという思いで、質問させていただきます。

昨年の3月11日から丸1年ですけども、これは中張危機管理部長さんに危機管理の部長ということで総括してお伺いいたします。

1年間を総括して、この東日本大震災、それからの動きを含めてどう総括しますか。

中張危機管理部長

今、西沢副委員長からこの1年の総括というお話をいただきました。

東日本大震災が発生して、その直後から各議員の皆様にはいろいろと御意見をいただきました。

そういう御意見をいただきながら、我々としてはまずは地震津波減災検討委員会を立ち上げてまして、いろいろな教訓課題、300項目を超える課題を拾い上げ、そして対応策を検討しておりますし、また各補正予算

におきましても、地震津波対策としての事業をいろいろ工夫しながら創設してまいりました。そして、できることからやっていくという気構えで、国直轄事業の全国防災枠の創設による本県の重点配分、政策提言により国の施策にも的確に反映させていくというようなこともやってまいりました。

そして、国の動きを待つことなく、本県独自に津波の暫定高、暫定浸水予測図の公表、それから2月先議で補正予算として緊急地震津波対策などを前倒しで実施してまいっております。

こうした県の取り組みに対しまして、まだまだ課題は多いとは思いますが、しかしながら、この取り組みに呼応したような形で、県民の皆さん、市町村地域住民を初め各層の方々にこの三連動地震の危機意識が非常に高まってきておりまして、我々行政も積極的に取り組んでいく政策を打っておりますけれども、県民みずからいろいろな避難路の整備を始めたり、あるいは自主防災組織を活用していろいろな避難についての検討をなさったり、我々も先ほどもありましたような寄り合い防災講座を活用して、住民の皆さんと一緒にこの三連動地震に対応しているというような動きが非常に高まってきたのかなと思っています。

やはりこの1年間で私が一番の成果としてあげるのであれば、やはり住民の皆さんの頑張りを挙げたいと思っています。

西沢副委員長

思いを言っていたきましたが、確かにまず一番は、国民の考え方がかなり変わってきてみずからそれをどうしようかと、避難道のみずからつくってみたりということで、みずから動き始めてみる人が多かったです。

ちょっと前の新聞に載ってましたけども、高校生、大学生などの意識が、自分のために動くんじゃなくて、人のために動くという方が非常にふえてきた、7割を超す人に人のために頑張るんだという意識が芽生えてきたと、非常にすごいことだなと思います。やはり日本はすごいなというふうに思います。

その中でちょっと重複するかもわかりませんが、この1年前の防災対策とその以後の防災対策、一番根本的には何が変わりましたか。

楠本南海地震防災課長

まず、地震、津波に対する対策は、ハードで想定がありまして、ハードで防ぎきるというのが従来の大きな対策でございました。当然、ハードによりまして多くの命が助かっております。防潮堤等ハード整備によりまして津波の強さ等変わりますが、やはり先ほど笠井委員もおっしゃられたように、国でもレベルはレベルとっておりますが、ハード整備をするにしても高確率の分は防ぎきるんだと、それを越えてくる津波に対しても粘り強い設計をし、ハードを整備するにしても、減災の視点を取り入れてやっていくと。

それと、今部長からありましたように住民の意識がやはり私も心強く、住民の方がパニックになるんじゃないかという心配もありましたが、大きい浸水図を出しました。やはり、東日本大震災を見た住民の方は、既に県南のほうでも構えをされている方が多く、既に動いているということで、前に向いてどうやったらいいのか、というようなお話が非常に多かった。東日本大震災でそういった意識が変わったということが一番。ただ、継続した避難等の教育の問題も出ましたが、やはり継続して進めていくことが一番重要だと考えております。

西沢副委員長

1つは、学者の考え方も変わりましたね。国の考え方も変わったのかなと思います。今までの考え方って

うのは、世の中で言っている、言っていないものが弱かったですね。例えば、科学的にやられていないものはのけ者にされてきたわけです。だからこそ、本当のことが言えずに、本当の対策ができなかった。国のあり方そのものが、今までは本当に大事なことで声が出せなくて、本当のことができなかったんじゃないか、大切なことができなかったんじゃないか。それが、東日本大震災以降、逆に隅に追いやられていた科学的なデータとか、発言そのものがどんどん前に出てきた。今まで一生懸命前に向いてやってきた人たちがちょっと後ろに引きました。

結局、今までの流れっていうのは本当に大事なことはやられていたのかな、本当に皆さんそういうやり方でよかったのかな、というのが大きな反省と違うかなと思うんです。

それは、残念ながら県のほうは国の流れでやらざるを得ない。シミュレーションもそうですよね。国から大きく違うシミュレーションなんかできない。シミュレーションはあくまでシミュレーション、皆さんそう思ってますよね。ところがシミュレーションはあくまでシミュレーションと言っても、県なんか、町なんかも国のシミュレーションによってある程度決められたら、例えば堤防なんかをつくるときにはそのシミュレーションをもとにしてしかできないという状態だから、これが本当だろうなと思ってできなかった。

振り返って前回の南海地震は、歴史的にわかっている中では一番小さいと言われてますよね。前回の南海地震、地震と津波、そしてその前の南海地震、安政の南海地震ですね、その2つをもとにしてやってきた。でもその前も、前の前も中くらいではないかなという話であります。一番小さいのと、中くらいと含めてこれしか科学的にわからないから、それを中心にしてやってきた。これが本当に科学的なのか。今までの古文書とか言い伝えなんかを全く無視する、これが科学的なのか。そういう声を無視して要するにやってきた。それが実態かなと、それは大いに反省すべきで、そういうことを反省しなければ前に進めませんよ。まずこのことを伺います。

中張危機管理部長

今楠本南海地震防災課長からもお話をいたしましたけれども、やはり今回の東日本大震災のあの津波の押し寄せるすさまじさ、これは1年目ということで、つい先日も各テレビ局の放送も1日中いろんな場面が流れておりました。

私も危機管理を担う責任者として、見るのが非常に何か気持ち的につらい部分もありました。けれども見なければならぬなと思いながら見てたわけですが、東日本大震災が起こるまでは阪神大震災ということで、自主防災組織を立ち上げたりとかいろいろやってきましたけれども、それから年月がたちまして、防災意識というのが薄れてきてた状況にあったんじゃないかと思うんです。

しかし、あの画面を昼間見せつけられたとき、こういう状況を見て、やはりこれは千年に一度っていうのが本当に目の前にあらわれたという状況を皆さん感じられたと思うんです。

そして、南海地震だけじゃなしに、三連動地震の大きさに合わせた地震津波対策というものに急に切りかわった、そして住民の意識も急激に高まったと思ってます。

そういう中で、副委員長がおっしゃっているようないろいろな知見、科学的知見も含め歴史的文献、それから遺跡、そういうものも含めていろいろ総動員をして、今回中央防災会議においてシミュレーションしてどのぐらいの大きさになるかっていうのが、3月末には出てくるという状況でございます。そういうことを聞いておりま

すので、副委員長がおっしゃったように古い文献も含め、あるいは歴史的価値のある遺跡そういうことを含めて、いろいろなものが加わって、この結果が出てくるんだろうなと思ってます。

西沢副委員長

これは技師さんのほうに聞きたいんですけども、シミュレーションは確率ですか、確定ですか。

元木港湾航空課長

今回津波高暫定値ということで、シミュレーションを我々も南海地震防災課に協力してやらせていただきました。今回の東北の事象を踏まえたということで科学的検討も進めておられますし、中央防災会議のほうでも東北地方の検討会のなかで認識されたことも含めまして、我々として最大限知り得る知識は中央防災会議の委員の方、いろんな方に御意見をいただきながら、発生源のなかでのモデルをつくってまいったと思っております。

特に、今回の地震は津波地震ということが多くございまして、今までに東北では明治三陸とかいう津波地震もございました。今回やはり海溝軸の部分で大きな滑りが発生したということで、特に千年に1回、貞観の津波になおかつ津波地震が合わされたということがございまして、我々三連動の南海地震のエリアにおきまして1605年の慶長の津波、これも津波地震と言われております。

その部分の検証についても中央防災会議のほうでもいろいろな議論が進められておりますが、その中で我々のエリアのなかで津波地震が起こればどうかというようなことで、検討してまいりました。

なおかつ、やはり県の検討のなかでは不確定な部分もございまして、2つのモデル、わかりにくいんですが基本モデル、東北のエリアの中で起こった津波は平均的な滑りの中で特に奥の部分が多く滑っておりまして、そういうことを踏まえて2倍に滑っておりますし、特に徳島県の中での区分については、潮岬から室戸岬で3倍という滑りにこしらえていただいておりますので、そういう中でやっておりますので最大限の努力をしたと思っております。

西沢副委員長

シミュレーションというのは一応数値が出ますけども、それは確率的な数字ですか、本当に固定の数値ですかという話なんです。

私が話すのであれば科学そのものも確率ですね、要するに科学そのものも自分たちが、人間が知っている範囲内でしか考えないのが科学です。そういう意味では、わかっている範囲以外のことは入っていないから、まあ言えばぼけてるという、そういう意味では確率なんです。人間が科学と言ってるのも確率と私はそう思います。だから、シミュレーションなんか確率の最たるものだと思います。

だから、シミュレーションが確率だということを踏まえてどうするかということも、要するに人間が考えていることは本当にぼけているんだ、完全じゃないんだ、確率なんだという中で行動しなければ。今度の千年に1回と言いましたが、これも確率なんです。考えてください。外国でいろんな災害津波起こりました、地震が起こりました、毎回学者を動員しました、毎回初めてのことで形態が違うばかり、だったですね。この私が知っている10年以上前から、本当に学者が後づけで発表することばかりでしたから。知っていたかどうかは知り

ませんよ、でも学者の発表は後づけばかりですよ。

要するに、私が思うに科学も確率だと思うんです。そういうアバウトな中でどうするのかということ、千年に1回といえども、また次は新たなものが出てくるかもしれません。それが今までの常でした。逃げることもそうです。要するにわからないからできるだけ高いところに逃げるといのは、わからないから逃げるといことでしょう。要するに全てが確率なんです。でもその中で危機管理といのは、私がよく言いますように、危ない側に軸足を置いてやる。わからんからシミュレーションで、わかっていたらそれでいいんです。でも、シミュレーション以上のものを考えておかなければいけないという、確率的な危機のほうに軸足を置いてやるというのが、私はやっぱり危機管理の考え方ではないのかなと思うから先ほどから質問させていただいたんです。

そういうことを皆さん考えていただいて、千年に1回だから安心するというんじゃないんですよ。どんな形で起こるのかわからないといのは、歴史的にこの十何年前から世界で起こっている地震、津波、皆さんどう評価しましたか。ゆるゆる地震なんか初めてだったでしょ。どこかインドネシアのほうで、地震がないのに何十メートルのどっかい津波が来た。あれは初めてだって言っていましたよね。学者がこんな地震があり得ますよと言ったのは後からなんです。先には言いませんよ。そういうことなんです。そんな初めてばかりなんです。今回の日本のも、今までマグニチュード 9.0 はないと言っていました。マグニチュード 8.6 ぐらいが理論上最高だと言っていました。私今までのそんな文献を見ましたが、8.6 ですよ。これが理論上最高値だと言っていました。これが、今度起こったら、そんなのさっと消えて 9.0、ほかにもいろいろあり得ますと。

だから、皆がそういうシミュレーションは確実なんだという中で、国からのいろいろな締めつけがどこまであるかわかりません。多分大分緩んだでしょう。だからこれからは徳島県独自で、みんながみんなの頭で考えて、本当にいいという対策を練らなければいけないのではないかなと私はそう思います。部長いかがですか。

中張危機管理部長

シミュレーション、これはあくまでシミュレーションですよ。だから、我々としても暫定津波高等出しましたけれども、それはあくまでも目安として使ってくださいと、このとおりになるわけがありませんということで、口を酸っぱくして各会合でもお話をしています。

ですから、中央防災会議で出るものについても、これはそれ以上のことがある可能性は否定できません。三連動ではそれ以上のものも来るかもわからないし、それより小さいかもわからんし、三連動でないかもわかりません。次に来るのはですよ。

ですから、それはあくまでも目安として、我々がいろんな対策をしていく上での目安として使っていくことでもあるんだろうと思います。

だから、片田先生も行政のつくる想定は信用するなという極端なことを言われたこともありますけれども、そういう発言もある。でも、それはあくまで我々としては目安なんです、目安でつくっているからそれを目安にしているいろんなのを考えてくださいと。目安がなければ、なかなか住民の方も動きにくいというような話も、ことし私に来てからも聞いておりましたし、そのとおりにだと思います。ですから、我々も早い目に、早く早くということではいろんなものを出してきた。それによって県下の住民の方が率先的にやっていって四国羅針盤でも先

日紹介されました。行政もなるべく対応できますし、そういう形になってきて、これに関しては非常にいい傾向に流れているかなと思っております。

だから、今のシミュレーションの話につきましても、やはりそれは目安というのがあるのだろうと思っておりますので、そういうことです。

西沢副委員長

千年に1回だからちょっと言いにくいんですけども、どういう場合でも確率ですよ。どんな数字を出そうとも確率です。それが大きいかわからないし、小さいかわからないし、ですよ。

昨年の6月に確率の中でどうするんだと私が言わせていただきました。要するに、安全率もかけなければいけない。堤防を千年に1回の津波用にばかでかくすることはできませんし、地震道もその最大の地震に合わせて耐震性をつくるというのはできません。そうですね。でも確率的にはあり得ますので、それらをどうするんですか。やはり、ものによってはすごい強固にしたり高さを上げる、ものによってはここらあたりで抑える。そういう千年に1回といえどもそこまできれないなら、これからはどうするんだという計算になってきます。

そのときこそ、確率だから、要するに必要なものは必要、そこそこのものはそこそこのようにという発想が大事になってくる。だからこそ、私昨年の6月にそういう確率論として安全率を掛けたらどうですかという話をさせていただきました。

これはどういうことになりましたか。

楠本南海地震防災課長

シミュレーション、これはあくまで確率でございます。確かに、東日本、宮城沖で99%発生する、これは確率が正解でした。ただ、規模が違うとか連動して発生するという大きな違いがございました。

そのため、今回浸水高、津波高を出すときには、今考えられる最大でということで、徳島県としては、満潮位の考慮、それから考えられる地盤沈下、最大になろうという滑りを、いろんな学者の先生方から御意見もいただいて、そういった考えのもとで浸水暫定高を出しております。

これに関しても、施設の総点検をお願いしたのは、今のシミュレーションの上で余裕度をどれぐらい持っているかという、そういうことも念頭においてやはり整備をしていくということが重要であります。先生の言われている具体的な安全率がいくらというのは、なかなか数字上できませんので、そういった最大起こるであろうという部分を取り入れた考え方で実施しました。

西沢副委員長

私思うんですけども、この前の原子力発電所の事故、事故というか被害ですね、私が安全率を掛けるんであったら、シミュレーションが5メートルとしたら、掛ける4倍ぐらい掛けなければいけないかなど。要するに、原子力発電なんか絶対につかってはだめですもんね。絶対ということになると、安全値は何倍ですかということになってきますよ。そういうことを計算しなければ、全部が4倍、3倍できませんからね。そういう必要性もあるわけですよ。だから、そういうことも考えて使えるんだったら使ってほしいなと思います。

それから、今日もびっくりしましたが、事態悪化阻止へ70人の決死隊、1号機爆発、日本だめになる

かも」と、そういう死んでもしょうがないという中で、自分の役目だということでその決死隊 70 人に入ったと。海外メディアで福島フィフティーズと呼ばれていると。知らないですけども、日本のメディアでは呼んでませんね。70 人の決死隊というのは、日本では取り上げが薄かったのか、私初めて見ました。そのほかにも、消防団とかいろんなところで命がなくなるかもわからない中で行った、また役場の中で行政無線を最後までやった、それぞれ皆さん自分の身がどうなるかわからない中でも全力でやってきた、ということがいろいろありますよね。これについてはどう思いますか。

中張危機管理部長

1つ消防団の話をしたと思いますけど、死亡行方不明 254 名という数字が出てます。消防庁でもこれを重く見て検討会議を開いて消防団のあり方いうことを検討して、この前中間取りまとめが出たところです。

その中間取りまとめでは、みんなで話をして納得できなくて動かなくてはならないというような話が出ております。だから自分を犠牲にして行くのはいいんだけど、やはり消防団員って若い年齢だと思うんですよね、そういう方が亡くなるということは復興期において非常に損害になると、やはり命は大事にするっていうのが一番かなと私は思っています。

西沢副委員長

その消防団でも、今まで話をしていたのが水門をだれが閉めに行くんですかと、そんなものは死ににいくようなものじゃないですかとずっと議論してきて、でもそれを変えなかった。これは多分国の方針が変わらなかったからだと思います。徳島県だけが変えられなかったんでしょう、ちょっとそこだけ言ってください。

新居消防保安課長

今、消防団ということでございます。

消防団の関係ということで、先ほど中張危機管理部長もおっしゃいましたけども、242 名の方が亡くなられて、12 名の方が今なお行方不明という消防団の方の状況でございます。やはり水門閉鎖とか、避難誘導等のときに津波に巻き込まれたというような状況でございます。

これについても、消防庁のほうでも検討会が進められておりまして、まずは安全確保だというようなことから、水門への対応とか避難誘導のあり方、あるいは初期活動についてどういうふうにしていくんだというようなことの中間取りまとめが出されて、従来は使命感に燃えて水門を閉めに行くというのが、昔から言われている使命感にあふれてというような対応でしたけれども、まずは安全確保の視点から、今後変わっていくだろうというふうに思いますので、ちょっと長くなりましたけれども、消防団についても大きく変わっていくという状況でございます。

西沢副委員長

そうじゃないでしょう。そういうことを今まで変えられなかったのはなぜなんですかと、県の方針なんですか、それとも国からの方針なんですかということを言ってるんです。

中張危機管理部長

それは、やはり消防団員の義務、責任感の重さ、そういうものでもって、今回の東日本では立ち向かっていったというようなことを聞いています。

西沢副委員長

ずっと議論してきて、私も当選して20年間、最初からその議論はずっとありました。でも、変わりませんでした。消防団が死のうがどうしようが閉めに行ってもらうんだと。県のほうからだれか指名してくれという話がありましたからね。だれかを担当者にしてくれと 漁業組合組合長とか、いろいろなところに話がありました。これは、先ほどのお話とは違います。要するに、消防団がみずから閉めに行くんじゃなくて、それ以前にだれか決めてくれという話なんです。

だから、だれか決めるといことを、県が決めてくれと言ったのか、国からそういうことを決めなさいと言ったのかということ言ってるわけです。

元木港湾空港課長

陸閘水門等の異常気象時の閉鎖でございますが、それぞれルールを決めておりまして、津波に関して申しますと、津波注意報のときは状況を見ると、大津波警報のときにつきましては基本的に閉めるということが前提でございますが、現在までのルールで、操作人の移動時間、操作時間、予備時間に30分を見まして、それで閉鎖できない場合については閉鎖をしないと、そういう状況にございまして、先ほどいったように必ず閉めるということをお願いしてる状態にはございません。

西沢副委員長

そうですか、強制じゃないんですか、だれかにやってちょうだいよという強制じゃないんですか。だれか指名しなくても、そう思いますよ。結局、私はこれは国の方針の中で決まってきたと思ってます。だからやらざるを得んと、だれかが行かざるを得んという状況があったと私はそう思います。それは県では決められなかった、国からの方針じゃないのかなと思います。水門管理というかそれ以前の問題で、津波管理というのかな、ということだろうと私は思います。今の答弁を聞いていたら、これ以上聞いても答えは出してくれないと思うんでこれ以上はやめますけれども。

でも、本当に人の命を大切にしなければいけないのは事実でしょう。だから水門をどうにかするとき、じゃあ水門をどうにかできないのか。地震が発生したら静かに閉まるという話もございましたけど、そうではなくて、常日ごろから雨が降ったら外に出ていくような、海のほうからは水が入ってこないようなそういう水門のあり方も昔からありますよね。そうでしょう、あるでしょう。こういう水門もあったり、要するに人間が行かなくても閉めれる方法というのは非常に昔からあったわけですよ。それを何か知らないけど、全部半自動にしてそうできなくなってしまった。だから元に帰ってそういうことも考えてほしい。人間が閉めに行かなくても閉められる、自然にそういうことができてる水門も考えてほしいと思います。

元木港湾空港課長

陸閘樋門でございますが、やはり県下津波の来るエリアに非常にたくさんの水門、樋門ございまして、それにつきましているいろいろな取り組みをしております。

それで、まず大事なのが人が閉めに行かずにいけるということで、常時閉鎖の取り組みを継続して進めておりますし、近隣の方に御理解いただくようなステッカー、プレートを設置するというを進めております。それと国のほうは、さまざまな検討をしておる中で、遠隔操作、自動化というような議論もしておりますが、県下の状況でございますが、陸閘に関して約 1,000 基ございまして、電動化しているのは県土の分、農林の分合わせて 10 個しかございません。11 月の補正予算でも、電動化ということで、閉鎖作業の効率化を進めるための検討をしておりますので、一つ一つ作業を進めてまいりたいと思っております。

西沢副委員長

ちょっとさっきから話が食い違ってませんか。私は自動化しろと言ってるんじゃないんですよ、逆に自然化しようという感じで言ってるんです。潮の満ち引きによってふたが開いたり閉まったりするような水門があるでしょう。要するに、例えば水門がこう動くとして、奥から来るのはパタッととめて、中から来るのはすうっと開くような、これは扉です、単なる扉です。開け閉めにはこう、ここでとまって中から来るのは、洪水の水はこう開けて、外から来るのはそのままパタッと閉めて、津波でもそのままパタッと閉まったらそれで終わりなんです。そういう水門が昔からあるじゃないですか。今の自動を言ってるのではないんです。要するに電気の力によってしてるという意味ではないんです。そんなのがあるからもっと考えてくださいよと、人間の命は大切なんだから、まずそういう非常時に閉めに行かなくても自然的にやれるものがあるから、そんなものを考えてくださいと、そう言っているわけです。

もう答えは要りません。

そういうことで、県とは言いませんけども、残念ながら国政を見ていたら、最近本当に人の命をどれだけ考えているのかという思いがしてなりません。原子力災害が起こった時に一番大きな結果はどうなるのかといった時に、それは大きすぎてもう出さないで黙っておかないかという話を何かで見ましたけども。

もし仮にそんなことが本当にあれば、そんな人に国を任せることはできませんよね。人間の命をどう考えているのかと、そう思います。そんなことはない私は信じますが、まさか仮にそんなことがあるとすれば、そんな人は残念ながら政治をやることはできませんよね、そう思います。

もっともっと人間の命を大事にしてもらわなくては。こういう 70 人の決死隊、自分の命を賭して使命を全うすると、この平和な日本の中でもこういうことがあった。非常に残念なことですけども、すごいことだなと思います。

消防団もしかりです、そうでしょう。もう一つ言えば、市町村役場も巡回するでしょ、災害があつて、地震があつて、津波が来るという時に巡回するようになってるんでしょう。何なんですかあれは、死に行けというんですか。そういうあたり、人間の命を大切に作る防災対策にしてほしいなと思います。

きょうはこれで終わります。

南委員長

東日本大震災において、震災後の緊急時、震災後の緊急対応の部分が多かったと思うんですが、復旧、復興をするときに法律とか規制が障壁となって迅速な対応ができなかった例がある。1つ例を挙げると、ある2つの病院で、片方の病院にはAという薬が余り、Bという薬が足りない、もう1つの病院では逆だったといつたときに、病院間で流通し合えばすぐ対応できるのが法律上それはできないような話を聞きました。そういう話が政府に届いた段階で、政府がすぐにそういうことは解除してやれと言ったらいいんですが、そういう事例が非常にたくさんあると聞いております。

徳島県においてはどういうふうに早くしているのでしょうか。

近藤危機管理政策課長

被災地の復旧、復興に法律とか規制が障壁になって、東日本大震災の際に迅速な対応ができなかったというさまざまな事例が報告されております。

この点につきましては、国の対応につきましても3月11日以降、復旧、復興の支障となる事項について、200項目以上の政令でございますとか、通知通達により規制緩和を図っておるところでございますけれども、それについて迅速な対応がなかなか現場でできなかったという事例も多く聞かれております。

南委員長

200項目を超える事例があったということですが、町役場の職員、市役所の職員、また県の職員、本質的には法令を守る立場で日ごろ業務に当たっている中で、法律を無視しろということは、緊急というか、とっさにその場で判断しづらいのかなと思うわけです。今回そういう対応の中で非常に不備があったというのを政府のほうでも認識してマニュアル作りに取りかかっていると思うんですが、それがいつ出てくるかという部分がはっきりしない中で、政府の方針が出てくる前に、そういう対応を求められたとき、県の方針としてどういことを考えていらっしゃるかお聞きいたします。

楠本南海地震防災課長

今いろんな現場でそういった法律の規制の問題は、燃料の問題のときも、資格がないと扱えないとか、どれくらいまでとかがございました。そういった面に関しまして政府のほうも、内閣府のほうで、どういった規制緩和が必要であったか、どういった規制緩和をしたかというのもホームページでも挙げております。

私どもの考えは、命を守るためであればちゅうちょなくそういった対応をすることが一番ということで、そういった考えのもとで防災対策というのは進めるべきだと考えております。これも事前に、こういった際にはこういった緊急対策ができるというような事例が整理できればよりやりやすくなるかと考えております。

南委員長

突然そういう場面に出会うとどう判断していいか非常に迷うと思うんですね。そういう中で、今回政府が収集した事例案を徳島県のほうでも十分に勘案して、職員に対しての教育、市町村に対しての周知、そい

うところを徹底してほしいと思っております。

これに対して最後に部長の意見をお聞かせいただきたいと思っております。

中張危機管理部長

この話につきましては、6月議会の一番最初に委員長のほうからお話があって、私もやはり、危機管理上こういう事象に遭遇した時には、臨機応変というような対応が必要ではないかというお話をさせていただいたところでございます。

危機管理部長となりましていろいろと危機管理事象に関する本も読んでいる中で、1つ話のタネとしてちょっとお話しさせていただきたいんですけど。

昭和61年の11月に伊豆大島の三原山が噴火しました。そのとき中曽根内閣だったんですけども、本県の後藤田正晴内閣官房長官のもと、一夜で島民の救出作戦というのが行われました。それは大噴火によって元町という一番大きな町なんですけど、それがもう焼けてしまうんじゃないか、それと水蒸気爆発ということで非常に損害が出るというようなことで、とにかく人の命を一番に考えるということで、省庁の縦割り行政の中、例えば防衛省の艦船、それから運輸省関係のヘリ、海上保安庁の船、そういうのを総動員して、命を助けたと。

しかし、これにはちょっと落ちがあり、元町も焼けなかったし、水蒸気爆発もなかったんですけど、やはり危機管理上法律とか規制とかはいろいろと考えていけばいいと思うんですけども、まずはどう動くかということが一番大事なんで、そこはやはり、一番肝に入れて対応していくことが必要だと私は考えております。

南委員長

阪神淡路の災害の教訓でも、情報のないところが一番被害が大きいのではないかと想定していることがあったと思うんですけど、現場を重視して、そういう最悪の被害想定を考えて対応していただくことをお願いして質問を終わります。

南委員長

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて閉会の日には辞任することになっております。そこで辞任の手続につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それではそのようにさせていただきます。

今年度最後の委員会となりましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

3年間防災委員会に所属した中でも、まだまだ非常に難しい年であって、委員長を全うするには、大変微力であったかなというふうに思っております。

そういう中においても、理事者の皆さん、委員の皆さんに助けをいただいて何とか1年間全うできたと思っ

ております。

終わるに当たりまして、報道関係者の御協力に対しても深く感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

中張危機管理部長

防災対策特別委員会の各部局を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

南委員長さん、西沢副委員長を初め委員の皆様方にはこの1年各般にわたり、御指導、御鞭撻を賜り、まことにありがとうございました。

とりわけ本年度におきましては、先日の11日に発生から1年となる東日本大震災の発生直後という状況の中、切迫します東海、東南海、南海地震の三連動地震から県民の命を守るため委員の皆さんにおかれましては、終始、御熱心に御協議いただき、心からお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、この1年で、津波高暫定値、暫定津波浸水予測の公表を初めとし、300項目を超える地震津波防災、減災対策を取りまとめるなど、国に先駆けたさまざまな取り組みを進めることができました。

これにより県民の皆様の防災意識の醸成や、防災対策の一層の向上につながったのではないかと考えております。

今後とも委員の皆様からいただきました貴重な御意見や御提言、御指導を踏まえまして、南海地震防災対策を初めとする防災対策に、各部局一丸となって取り組んでまいりますので委員の皆様方におかれましては御支援、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが委員の皆様方のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますがお礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

南委員長

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。(16時26分)